

令和4年12月2日開会

令和4年12月12日閉会

令和4年三宅町議会 第4回定例会会議録

三宅町議会

令和4年12月三宅町議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (12月2日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
議案第35号～承認第9号の上程、説明、委員会付託	7
発議第7号及び発議第8号の上程、説明、委員会付託	15
一般質問	18
瀬 角 清 司 君	18
久 保 憲 史 君	25
森 内 哲 也 君	26
松 本 健 君	33
川 鱒 実希子 君	43
渡 辺 哲 久 君	47
池 田 年 夫 君	58
散会の宣告	65
第 2 号 (12月12日)	
出席議員	67

欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	67
職務のため会議に出席した者の役職氏名	67
議事日程	68
開議の宣告	69
議事日程の報告	69
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	69
追加議案の上程	78
議案第44号 令和4年度三宅町一般会計第9回補正予算について	79
閉会中の継続審査について	80
町長挨拶	80
閉会の宣告	81
署名議員	83

三宅町告示第102号

令和4年12月三宅町議会第4回定例会を
次のとおり招集する

令和4年11月11日

三宅町長 森田 浩司

記

1. 招集日時 令和4年12月 2日 金曜日
午前 9時30分 開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和4年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

令和4年12月 2日金曜日
 令和4年12月12日月曜日
 11日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	12月2日金曜日	午前9時30分	定例会開会
第2日目	12月3日土曜日		休会
第3日目	12月4日日曜日		休会
第4日目	12月5日月曜日	午前9時30分	総務建設委員会
第5日目	12月6日火曜日	午前9時30分	福祉文教委員会
第6日目	12月7日水曜日		休会
第7日目	12月8日木曜日		休会
第8日目	12月9日金曜日		休会
第9日目	12月10日土曜日		休会
第10日目	12月11日日曜日		休会
第11日目	12月12日月曜日	午前10時00分	定例会再開

令和4年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和4年12月2日金曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
みやげイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	総 務 部 長	森 本 典 秀
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康こども局長	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	山 内 亮

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	松 田 晴 光	1 0 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	-----------	---------

令和4年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和4年12月 2日 金曜日

午 前 9時30分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算について
- 日程第4 議案第36号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 日程第5 議案第37号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第38号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第39号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第40号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第41号 三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第42号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第43号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について
- 日程第12 承認第8号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第6回補正予算について
- 日程第13 承認第9号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第7回補正予算について
- 日程第14 発議第7号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 日程第15 発議第8号 優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書について
- 日程第16 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 本日、令和4年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算についてをはじめとする議案9件、承認2件、発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶としたいと思います。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和4年12月三宅町議会第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、政府は、第8波に備え、夏の第7波と同等程度かそれを上回る感染状況となった場合、都道府県において対策強化宣言を出し、住民への外出自粛等を要請できるようにと、現場の実情に沿った実効性のある感染症対策をする必要があるとされています。

また、感染者数についても、9月下旬頃より減少してきましたが、11月に入り再び感染者数が増加してきており、専門家からは第8波に入りつつあると指摘されています。また、今冬については、インフルエンザとの同時流行が懸念されている状況です。

本町においても、新型コロナウイルスワクチン4回目接種については、60歳以下の方を対象に10月10日より開始しており、現在768人の方が完了しております。また、11月より、60歳以上の高齢者の方を対象に5回目接種を開始し、順次ご案内しているところでございます。

今後、年末年始にかけ人の移動が多くなり、感染拡大につながる可能性が高くなることを踏まえ、ワクチン接種を希望する方が年内に接種できるよう事業を進め、社会経済活動を停滞させないためにも感染拡大の防止を図ってまいらる所存でございます。

そのような中、政府は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰を踏まえ、地方公共団体での対策を強化するために、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設し、地域の実情に合わせた必要な支援をきめ細やかに実施する取組が求められています。

本町においても、本定例会に提出しております一般会計の補正予算において、みやけお買い物券の追加配布をはじめ、様々な事情により影響を受ける生活者や事業者に対し負担軽減となるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を実施すべく予算計上を行った次第でございます。議員各位におかれましては、事業に対してご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出をしております案件は、令和4年度一般会計第8回補正予算をはじめとする補正予算案2件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定2件、承認案件2件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しています。

よって、令和4年12月三宅町議会第4回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時33分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番議員、松田晴光君、10番議員、池田年夫君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月2日より12月12日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日12月2日より12月12日までの11日間とすることに決定しました。

◎議案第35号～承認第9号の上程、説明、委員会付託

○議長（辰巳光則君） 日程第3、議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第15、発議8号 優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第3、議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第13、承認第9号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第7回補正予算についてまでの議案9件、承認2件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年度12月三宅町議会第4回定例会に提出をいたしました各議案等についてご説明申し上げます。

まず初めに、補正予算案件2件についてご説明申し上げます。

議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

14、15ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、障害福祉サービスの利用者増に伴い、障害者自立支援費等負担金860万4,000円の増額を行っております。

同款、項2国庫補助金、目1総務補助金では、社会保障・税番号制度システム補助において、戸籍事務内連携に必要なシステム設定経費についても補助対象となったことから、社会保障・税番号制度補助金87万9,000円の増額を行っております。

また、目10児童福祉補助金では、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定に伴い国庫補助金が増額となるため、子ども・子育て支援交付金2,000円の増額を行っております。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、国庫負担金と同様の理由により、障害者自立支援費等負担金430万2,000円の増額を行っております。

同款、項2県補助金、目2民生補助金では、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業申請者の増加により事業費補助金9,000円、重度心身障害者老人等医療費の増加に伴う県費補助金31万8,000円、在宅福祉事業の補助内示額の増額に伴う事業補助金9万7,000円、また、国庫補助金と同様、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定に伴い県補助金が増額となるため、子ども・子育て支援交付金2,000円の増額を行っております。

続いて、16、17ページをご覧ください。

款17寄付金、項1寄付金、目2ふるさと納税では、ふるさと納税の寄附額及び寄附件数の増加に伴い、335万9,000円の増額を行っております。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、一般会計の財源とするため、繰入金1,400万円の増額を行っております。

款20諸収入、項6雑入、目1雑入では、人権センターに隣接する介護事業所において入浴サービス等の利用者が増加したため、事業者からの上下水道代の増額分として総務関係雑入5万2,000円を、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の確定に伴い、清掃関係雑入23万9,000円の増額を行っております。

款21町債、項1町債、目7土木債では、大和川水系飛鳥川において堆積土砂掘削を行うための事業における地方債財源として、緊急浚渫事業債900万円の増額を行っております。

続きまして、歳出の説明を行います。

18、19ページをご覧ください。

まず初めに、歳出予算中人件費の補正については、令和4年8月、国の人事院勧告による

国家公務員の給与改定に準じて給与及び手当額の増額を行っており、人件費の科目が多岐にわたることからおのおのの説明は省略させていただきますが、今回の人件費の補正額は749万5,000円の増額を行っております。

では、人件費以外のご説明を申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、ふるさと納税の寄附額及び寄附件数の増加に伴う事務費として、通信運搬費68万1,000円、手数料157万8,000円、負担金100万2,000円を合わせて326万1,000円の増額と、財務関係システムの地方単独事業見える化対応への改修費用として、電算事務委託料99万円の増額を行っております。

目3財産管理費では、庁舎及び駐輪場の電気料金において燃料調整費の高騰に伴う補正として、光熱水費45万4,000円の増額を行っております。

次に、20、21ページをご覧ください。

節24積立金では、令和3年度の山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の確定に伴う公共施設整備基金への積立金として23万9,000円の増額を行っております。

続きまして、目4企画費では、地域活性化起業人実施計画の見直しによる地域プロジェクトマネージャーの人件費を合わせて126万7,000円を増額し、地域おこし協力隊の募集経費、その他委託料150万円と、地域活性化起業人派遣に係る負担金560万5,000円の減額を行っております。

また、目2ふるさと納税基金費では、ふるさと納税基金積立金として9万8,000円の増額を行っております。

次に、同款、項2徴税费、目1税務総務費では、22、23ページをご覧ください。eLTA XにおいてQRコードを活用するため、地方税共通納税システムの改修に係る経費として、電算事務委託料66万円の増額を行っております。

続きまして、24、25ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、障害福祉サービスの利用者の増加及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の申請者の増加に伴い、扶助費1,722万円の増額を行っております。

目2老人福祉費では、在宅福祉事業における県補助所要額が増額となったため、老人クラブ活動事業補助金14万9,000円の増額を行うとともに、重度心身障害者老人等医療費助成事業において、受給者1人当たりの医療費助成額の増加に伴い、扶助費137万3,000円の増額を行っております。

また、目4国民年金費では、令和3年度国民年金事務交付金の返還金1万3,000円の増額を行っております。

次に、26、27ページをご覧ください。

目6解放会館費では、町人権センターに隣接する介護事業所において入浴サービス等の利用者が増加したため、水道料金を補正すべく光熱水費5万2,000円の増額と、令和3年度の隣保館運営等事業において県の実地検査の結果、一部の補助経費において錯誤があり、補助金の返還金146万7,000円の増額を行っております。

同款、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、児童虐待防止対策事業の非常勤職員報酬8,000円と、子ども医療費助成事業において対象となる子供の年齢を拡充するため、受給資格申請等に係る事務経費として、印刷製本費4万2,000円、通信運搬費4万円、電算事務委託料72万6,000円の増額を行い、令和3年度の児童手当交付金及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事業費の確定に伴い、返還金35万7,000円の増額を行っております。

目6幼児園費では、幼児園の電気料金について、燃料調整費の高騰に伴う電気料金の補正として、光熱水費97万3,000円の増額を行っております。

続きまして、30、31ページ中段をご覧ください。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費では、大和川水系飛鳥川において堆積土砂掘削事業を行うため、維持補修工事請負費900万円の増額を行っております。

同款、項4まちづくり費、目4大和平野中央プロジェクト費では、大和平野中央プロジェクト事業における接続道路の整備をするため、用地測量、境界測量等の事業関係委託料423万7,000円の増額を行っております。

次に、32、33ページをご覧ください。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、同報系町防災行政無線の電気料金について、燃料調整費の高騰に伴う補正として、光熱水費1万6,000円の増額を行っております。

款10教育費、項2小学校費、目3学校給食費では、物価高騰に伴う給食材料費の補填分として賄材料費168万3,000円の増額と、小学校の感染症対策の一つとして新たにスチームコンベンションを導入するために、備品購入費219万8,000円の増額を行っております。

次に、34、35ページをご覧ください。

同款、項5社会教育費、目3社会教育施設費では、町文化ホールに係る燃料調整費等の物価高騰に伴う補正として、燃料費11万5,000円、光熱水費110万円の増額を行っております。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、財源調整のため860万5,000円の減額を行っております。

最後に、債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。

予算書の7ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正につきましては、三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設指定管理業務と三宅町立東屏風体育館指定管理義務の2つの業務について、債務負担期間を令和5年度から令和7年度までの3年間、限度額をそれぞれ3,119万3,000円、156万6,000円と定めるものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ4,086万3,000円を増額し、予算総額43億2,072万4,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第36号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について、歳出のみのご説明となります。

6、7ページをご覧ください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目5施設介護サービス給付費では、施設介護サービスの利用者の減少により、負担金538万1,000円の減額を行っております。

また、目9居宅介護サービス計画給付費では、居宅介護支援ケアマネジメントサービスの利用者が増加していることから、負担金279万5,000円を増額を行っております。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費では、介護予防サービスとなる訪問介護、福祉用具貸与の利用者が増加していることから、負担金190万9,000円を増額を行っております。

また、目7介護予防サービス計画給付費では、介護予防支援ケアマネジメントサービスの利用者が増加していることから、負担金67万7,000円を増額を行っております。

款5地域支援事業費、項2包括支援事業・任意事業費、目6任意事業費では、「食」の自立支援事業における配食サービス利用者が増加していることから、通信運搬費3,000円、その他委託料43万2,000円の合わせて43万5,000円を増額を行っております。

次に、8、9ページをご覧ください。

款7予備費、項1予備費、目1予備費では、本補正予算の財源調整のため、43万5,000円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は歳出予算の範囲にて調整を行ったため、予算総額の増減なしの8億8,699万5,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、条例の一部改正4件についてご説明申し上げます。

議案第37号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて給与表及び勤勉手当の支給割合を改定するために、本条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、給料表については、公民較差のある若年層を中心に給与月額の上上げを行い、令和4年4月より遡及を行うものであり、勤勉手当については、令和4年12月支給分より、一般職は0.1月分、再任用職員については0.05月分を引き上げるものでございます。

次に、議案第38号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも令和4年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職及び議員の期末手当の支給割合を、令和4年12月支給分については0.05月分を、令和5年4月からは年間0.05月分を引き上げるために、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第39号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と同様、議員の期末手当の支給割合を、令和4年12月支給分については0.05月分を、令和5年4月からは年間0.05月分を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第40号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも令和4年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給与表を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第41号 三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、子供の医療費助成について令和5年4月より受給対象を拡充するため、本条例の「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」とする一部改正を行うものでございます。

続いて、指定管理者の指定議案2件について、まとめてご説明申し上げます。

議案第42号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定については、令和4年度末をもって本施設における現在の指定管理期間が終了することから、令和5年4月1日から3年間の指定管理者となる者を地方自治法第244条の2第3項の規定により選定を行い、候補者を指定したいので、同法同条第6項の規定により、

議会の議決を求めべく提出したものでございます。

議案第43号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、こちらも令和4年度末をもって本施設における現在の指定管理期間が終了することから、令和5年4月1日から3年間の指定管理者となる者を地方自治法第244条の2第3項の規定により選定を行い、候補者を指定したいので、同法同条第6項の規定により、議会の議決を求めべく提出したものでございます。

次に、承認2件についてのご説明を申し上げます。

承認第8号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第6回補正予算については、新型コロナウイルス感染者の感染拡大防止のための生活支援給付金において、感染拡大の影響を受け申請者が増加したため、補助金の増額補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年9月20日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

歳出のみの説明となります。

6、7ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費において、生活支援給付金事業に係る通信運搬費及び補助金を合わせて301万2,000円の増額を行っております。

款14予備費においては、ただいまご説明いたしました補正予算の財源調整のため、予備費301万2,000円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、歳出予算の範囲内にて調整を行ったため、予算総額は増減なしの41億9,759万3,000円とする補正予算を行ったものでございます。

次に、承認第9号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第7回補正予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、価格高騰緊急支援給付金事業、生活のしづらさなどに関する調査事業に要する経費の予算措置を緊急に行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度10月19日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金3,118万1,000円の増額を行っております。

同款、同項、目2民生補助金では、価格高騰緊急支援給付金の事業費補助金4,910万円及び事務費補助金194万3,000円の増額を行っております。

同款、項3国庫委託金、目2民生委託金では、生活のしづらさなどに関する調査委託金4万4,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7交流まちづくりセンター費では、新型コロナウイルスの影響で希薄となっている多世代の交流を促進するため、Mi i Moの利用者に対してクーポン券を配布することで、新型コロナウイルス感染症により物価高騰等の影響を受けている住民への生活支援と消費喚起による地域産業の活性化を図るため、需用費、役務費及び備品購入費を合わせて、事務費として19万4,000円の増額と補助金103万円の増額を行っております。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円をプッシュ型にて支給する事業費として、補助金4,910万円及び事業費に伴う事務費を合わせ、5,104万3,000円の増額を行うものでございます。

同款、項2児童福祉費、目6幼児園費では、幼児園の給食委託料において、物価高騰の影響分の補填として99万円の増額を行うものでございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費については、新型コロナウイルス感染症により物価高騰等の影響を受けている町民の生活支援及び消費喚起による地域産業の活性化を図ることを目的として、地域振興券「みやけお買い物券」を追加配布するため、事業費計4,222万1,000円の増額を行うものでございます。

款14予備費においては、ただいまご説明いたしました補正予算の財源調整のため、予備費1,325万4,000円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、第6回補正後の予算総額41億9,759万3,000円に対し、歳入歳出それぞれに8,226万8,000円を増額し、予算総額42億7,986万1,000円とする補正予算を行ったものでございます。

以上、今定例会に提出いたしました議案9件、承認2件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し

上げ、説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第13、承認第9号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第7回補正予算についてまでの議案9件、承認2件は、各常任委員会へ付託したいと思います。また、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第13、承認第9号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第7回補正予算についてまでの議案9件、承認2件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎発議第7号及び発議第8号の上程、説明、委員会付託

○議長（辰巳光則君） 日程第14、発議第7号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書及び日程第15、発議第8号 優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書についてを一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

提出者の池田議員、渡辺議員より提案理由の説明を求めます。

まず、発議第7号について、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） それでは、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、朗読をもって提案したいと思います。

新型コロナの感染拡大は第7波で過去最高の罹患者数となっただけでなく、気候変動や円安に加えウクライナ危機などによって食料品や電気・ガスなど生活必需品の値上がりが続くなか、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く経済的なダメージはより深刻となって

いる。

コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきたが、この2年間だけでも3%程度しか引き上げられず、韓国にも追い抜かれているのが実態である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は最高の東京で時給1,072円、奈良県では896円、最も低い県では853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収で150万程度であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保する事は出来ない。さらに地域別であるがゆえに、奈良県と東京都では、同じ仕事でも時給で176円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ている。全労連の調査では健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者一人が自立して生活する上で必要な最低生計費は全国どこでも月25万円（税込）の収入が必要との結果がでている。

世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国が全国一律最低賃金であるのに対して、日本の最低賃金は都道府県ごとに4つのランクに分けられ、OECD諸国で最低水準となっている。

日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金を引き上げる支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書は以上であります。皆さん方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 次に、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書について、意見書の案の朗読をもって提案したいと思います。

優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書

昭和23年に制定された優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に定められ、優生思想に基づく規定が障害者差別であるとして平成8年に母体保護法に改められるまで、数多くの優生手術（優生上の理由による不妊手術、人工妊娠中絶）が行われてきた。その人数は、本人の同意を得ない不妊手術（強制不妊手術）だけでも、全国で約1万6,500人にもものぼる。

しかし、当初、国は「手術は合法的に行われた」として補償等の措置をとらず、宮城県などで国家賠償を求める裁判が起こされた後の平成31年に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「一時金支給法」という。）を制定したが、一時金の額は被害者のいわゆる人生被害を償うに足りるものにはなっていない。また、本年8月時点での一時金の支給認定者は全国で1,006人とどまるなど、全面解決には程遠い状況にある。

これまで国は除斥期間を理由に賠償を拒んできたが、本年2月22日には大阪高等裁判所で、また、3月11日には東京高等裁判所で、優生保護法の被害者に除斥期間を適用することは著しく正義・公平の理念に反するとし、国の法的な賠償責任を認める判決が言い渡されている。国は上訴したものの、3月24日、松野内閣官房長官が、二つの裁判で一時金の金額を超える認容額が示されたことを重く受け止め、一時金支給法に基づく一時金の支給水準等を含む今後の対応の在り方を国会と相談すると述べている。

優生保護法被害者が高齢化していることに鑑みると、今こそ、国が、被害者ら全員に対し、その人生被害を償うに足りる賠償を行うとともに、優生保護法によって引き起こされた差別や優生思想の解消に向けた施策を実施するなどして、優生保護法問題の全面解決を図るべきである。

よって、国においては、優生保護法問題の早期全面解決に向けた措置を講ずるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年度12月12日

奈良県三宅町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官 あて

以上です。

○議長（辰巳光則君） ただいま、池田議員、渡辺議員の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第14、発議第7号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書及び日程第15、発議第8号 優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書について、各常任委員会へ付託したいと思えます。また、委員は全員でございますので、質疑は割愛いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、発議第7号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書及び日程第15、発議第8号 優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書については、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第16、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

3番議員、瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

今回は、教育長不在期間についての一般質問になります。

三宅町並びに地域の教育に多大に貢献なされました澤井教育長が2期6年の職務期間を全うされまして、今年9月を持って退任なされました。澤井教育長には、長きにわたり本当にお疲れさまでございました。

その後の教育長人事はどのようになるのかを町長に尋ねますと、来年の4月までの約半年間は、考えておられる人事があるとのことで、不在にいたしますとの回答がありました。

回答を受けてお聞きしますが、その教育長不在期間をどのようにお考えでありますか。また、不在期間を避けるよう最大限の努力はなされましたか。町長の見識をお聞かせください。

再質問は自席によってさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 瀬角議員の一般質問にお答えいたします。

前・澤井教育長におかれましては、令和4年9月末日をもって任期が満了となり、2期6年間、教育長として重責を務めていただきましたこと、深く感謝申し上げます。

再任については、以前よりいたしかねるとの強い意向を示しておられましたので、三宅町の教育に適任の方を幅広く探求し、1人の方に打診をいたしました。その方は、三宅町の教育に関心を示され、教育長の職に就くことについては内諾をいただいております。議員の皆様にもご説明をいたしました。現在、その方は要職に就いておられ、今その要職を降りることは非常に困難であるとのことで、来年の4月まで待っていただければと言っております。

ただし、三宅町の行政、また教育を預かる者として、教育長が不在である状況を生んでしまったことは誠に申し訳なく思っております。

教育長が不在である10月からについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長の職務を鈴木みどり教育長職務代理者に担っていただいております。また、三宅町教育長職務代理者の事務委任に関する規則第2条の規定により、教育長に委任された事務の範囲において、事務局長に事務を委任しております。

教育委員の皆様には多大なご負担をおかけしており、重ねて深くおわび申し上げます。

しかしながら、6か月の教育長が欠ける事態を招いたとしても、次期教育長候補の方は、三宅町の教育をさらによい方向に導いていただければと私自身は確信しており、来年3月議会においてご可決賜りますよう、時期を見てどのような方であるかを丁寧に議員の皆様にご説明することをお約束し、私からの回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 回答、ありがとうございます。

私、一般質問した中で、最後のほうに不在期間を避けるように最大限の努力はなされましたかと町長にお聞きしておりますが、早くから分かっていたことでありまして、町長、その間半年間は、もう9月からの任期、あれは3年ですのでね、どうしてもその期間はもうほっといてもええやろうと。そうか、もしくは澤井教育長に、特例ではあるけれども来年の3月

まではいてほしいとか、そういった依頼とかはされたんでしょうかね。そのあたりをちょっとお願いできますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 先ほどお話しさせていただきましたけれども、澤井教育長については、任期というところを非常に重要視されて、2期目をお引き受けいただくときにもきっちり任期を守ると、次に対してはなかなか再任というところはいたしかねるということ、強いご意向というところをお伺いしておりました。

また、最大限空白期間を空けない努力をされましたかということなんですけれども、次の方というところをしっかりと探すことをさせていただいていまして、先ほどお答えさせていただきましたけれども、澤井教育長の功績というか、積み上げられたことをさらによりよい方向に導いていただけの方ということで打診をしたところ、内諾をいただきました。その方について、引き受けられるけれども、今、要職に就いておられるという関係上、来年の4月まで待つてほしいということで、なかなか半年間だけ違う教育長を立てるということも教育長という重責というところで判断をさせていただいて、どうしてもその半年というところ、決して瀬角議員がおっしゃっているように軽視したわけではなく、より重要視したからこそ、この方に任せたいということで覚悟を決めまして、決断をさせていただいたという所存でございます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 全国的に一時的に教育長が不在である市町村があるということも事実でありますし、法的には違法ではありませんので、任命責任者の町長には努力となると思いますが、私は、もうあまりにも早くから分かってあったことで、その手立てがこういった不祥事を、不祥事というか、こういったことを招いたのではないかなと思います。

我々議員が教育長不在期間を知ることとなったのは8月15日、9月の議会運営委員会の中の日のことでした。教育長が退任されるまでわずか1か月半前のことです。それまでに何らかの方法で事前に我々にお知らせするということはできなかったんでしょうか。

○町長（森田浩司） 森田町長。

○町長（森田浩司） 新たな教育長を探している中で、なかなかやはりこれから任せていただける方が見つからなかったということもございました。際々になってお引き受けいただけるということを内諾いただけたということもありまして、瀬角議員がおっしゃるように、分かった段階でできる限り、決まったのがぎりぎりだったので遅くなったんですけれども、

そのあたり、決まった段階でもう少し、内諾いただけただけ段階ですぐにお示しすることも必要だったかなという反省をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） いろいろお聞きしたいことはあるんですけども、この澤井教育長の退任について、町のホームページなり広報なりで記されているところとかはあるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 今のところ、ないということでご回答させていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 町の重要な三役ですので、副町長がいたり、教育長、そういった方が退任されたことを町の皆さんはどれだけご存知なのかなと思います。

町長、私もそうなんですけれども、近隣の保護者の方から、教育長がおられないけれどもどうなっていますかという心配の声がごつつ聞かれます。町長はそういうことを聞かれておられませんか。聞かれましたらどういうふうにお答えされているんでしょう。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） やはり一部の方からそういうお声というのを頂戴しているところ、保護者以外の方についてもお聞きしているところはございます。

その都度、議員の皆さんにも今ご説明させていただいたとおり、来年3月に議会に承認の案件を出させていただいて、4月から来ていただける内諾をいただいていますということでご説明をさせていただいているところでございます。人物については、まだ議会のほうにもご説明できていませんので、そういったところを議会のほうでしっかりとご説明して、ご承認いただけるよう努力していきたいということを申させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） それで納得してくれはる住民さんやったらいいんですけども、「え、どこからの人？」とか、様々なご質問あると思うんですよ。

だから、不在期間ができてしまうことが分かるんであったら、できるだけ速やかに過程なり経過などを記しての書面での回答を我々議員とか住民の皆さんとかに、もしくはもう保護者の皆さんには間違いなく理解していただくような、僕、町長側には義務があったのではないかなと考えております。そういった書面化することとかは考えておられませんか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司） 今のところ考えていないという回答ですけれども、なぜかという、やはりそういった不在期間があるということで、確かに私の責任における判断ですけれども、前・澤井教育長についても、そういったところのご迷惑をおかけすることも少し懸念しているところもありましたので、そういったところも考えまして今回させていただいていないというのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 澤井教育長にご迷惑をおかけするという、私、そこはちょっと意味が分かりかねるんですけれども。

今年、式下中学校の事務局も三宅町にあります。ということは、川西町にお住まいの式下中学生に関連しても責務があるということになって、今時点でですよ、あってならないことですが、三宅小学校、式下中学校において不測の事態があったら、三宅町教育委員会の職務代理者が矢面に立って事態の収束に努められると思います。

だけど、その点に関して、たしか私が聞いている中で覚えているのは、式中議会の全協の中で町長自ら、「私が責任を取りますから、そういった事態がありましたら、私が矢面に立って記者会見なりします」と言っておられたんですけれども、そういったことは本当に可能なのでしょうか。お答えできますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） そこは教育委員会事務局ともしっかりと連携をしながら対処していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 私、職務代理者のお立場もありますから、なかなか、町長があそこでああいうふうに取り繕って言われたんじゃないのかなと思いますわ。だから、そういったことは不可能であって、職務代理者がやっぱりそこで記者会見なりを受けて事態を收拾していかれるように思います。

ですから、こういったことで言った言わないがあるので、今後ともぜひ、後ろの対応も含めて、そういったことの対応も含めて書面化していただきたいと、僕はそう思っております。書面化することで相互の理解を得られるようにしていただきたいなと思っております。

また、新しく町長が任命される教育長におかれましても、我々議員、そして住民さんの理解を得られるように、町長には義務があると思いますので、その職務も書面化していただいて、ぜひ努力して時間がある限り対面していただくとかご紹介していただくような、もう時

間もありませんけれども、そんなことはこれから可能なんではないかな。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） そういった機会を設けさせていただきたいというふうに考えているところです。ご説明の機会、面談も含めて、そういったところをご理解いただけるように、ご説明の場というところは提供していきたいというふうに思います。

また、前のほうで回答されたことに関しましても、全国でいじめの問題があったときに、やはり教育委員会で隠蔽とか様々な問題があった中で、教育委員会のみならず、総合教育会議というのが、法律が変わりまして、町長部局というか、町長の責任というところで、行政部局のほうの責任というところもしっかりと明記をされた、制度も改正されたところでございます。そういったところでは学校設置者である私の責任というところは、教育長不在であっても教育長がおられても、そこは行政としての責任もあるところでございますので、しっかりとその責務というところは果たしていきたいというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 職務代理者ばかりが、この間代わられた職務代理者もおられますし、全然地域のことを分かっていないのに責められるようなことがあったりした。ちょっと僕、そこは問題かなと思ってこんな質問をさせていただいたんですけど。

私にも、私ごとですけれども、来期に中学校に就学するような子供がいてまして、教育委員会からのお知らせがありました。その中には、教育長不在で職務代理者を立てて、教育委員会の皆さんのお名前が書いてありました。

私のところみたいに、若干子供の進学に不安をお持ちの保護者の方はたくさんおられると思うんですよ。そういった方のお気持ちなんか、ほんまにもう不安になっておられるところでもありますので、大丈夫と誰でも思うと思うんですよ。そういったことに対して、これから保護者の方にどのように町長は説明されていくつもりなのか、いられないのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○町長（森田浩司） 森田町長。

○町長（森田浩司） 先ほどもお答えさせていただいたとおり、そういった不安の声は届いているところもございますので、そういった届いたお声に対してはしっかりと真摯に向かい合いながら、丁寧な説明というところを重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） また、町長、今回推薦されておられる新しい教育長、大阪からの赴任

だとお聞きしておりますが、地元にもたくさんの教育長の候補者の方がおられたと思うんです。なぜ大阪の方なのでしょう。私なんか、やっぱり地域の教育を知っておられるような方であるのが適任者じゃないのかなと思っているんですけども、改めてお聞きしますけれども、なぜ大阪の方なんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） その点に対しましては、これから教育というところの中身も含めて、内容も含めて、大きく変わる過渡期、転換期を迎えているというのが国のほうでも議論されているところでございます。

その中におきまして、今回、なぜ大阪からかという、大阪にこだわったわけではなく、この過渡期中で、全国で3校しか公立高校で導入をしていない制度を新たに導入されたご経験があるというところで、学校現場のマネジメント、そして新しい最先端の教育、今までにない、これから新しい教育をどういうふうに考えていけるかという柔軟な視点を持った方だったので、今回お願いをしたというところが経緯でございます。

そういったところで、三宅町においてもやはり教育というのは、これから子供たちにとって自分たちの未来、新たな世界を描いていくために大変重要なところでございますので、最重要施策として、これから小学校の建て替え等々もございまして、そういった議論、大きな過渡期に向けて、従来にとらわれることなく新たな三宅らしい教育というところで、世界に羽ばたける子供たちをどうして後押ししていけるか、伴走していけるか、子供たちの夢をしっかりと伴走していくための教育行政というところをつくり上げていきたいというふうに考えていますので、そういった思いもございまして、そういったところはまだまだ、現場の先生方にも理解をしていただくためにも、今までにないことを現場でしっかりとやられたご経験というところを重要視してお願いをしたところでございますので、ご理解のほう、またしっかりとそのあたりも丁寧に説明を重ねていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） もうすばらしい先生、教育長に来ていただけるような感じなんですけれども、あまりにも理想と現実が違って置いていかれるような生徒とか先生とかがいてたら、僕はそこはちょっと心配するんですけども、町長が推薦されるような方だから大丈夫だと思うんですけども、そのあたりはしっかりと今後も見えていただいて、ちょっとあんまり長くなりますからあれですけども。

教育長という職務は、政治的にも中立性を求められる職務でございます。ですから、我々議員に対しても公平に紹介していただきまして、できればお披露目など、もうほんまに時間がないですけれども、早くの機会にお会いしたりとか、相互理解を深めることもありますけれども、我々が議会で議決できるように、町長に紹介する努力をしていただきたいと思いますと言われてもらって、不測のないことを祈って、一般質問を終わりたいと思います。

◇ 久 保 憲 史 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、1番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

1番議員、久保憲史君。

○1番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。幼稚園の門扉について。

幼稚園の門扉ですが、かなり重たい鉄製門扉であります。防犯と園児の飛び出しを防止するために、保護者の方が子供さんの送り迎えをするために門扉の開け閉めをしなければなりません。朝の忙しい保護者の方がほとんどです。私がいるときはいいのですが、いないときに後ろも確認せずに門扉を閉めている方がおられます。もし子供さん、保護者の方が挟まれたら大きな事故につながります。安全対策について町長の所見をお伺いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 久保議員の一般質問にお答えいたします。

久保議員におかれましては、長年にわたり、毎日早朝より幼稚園の小学校側西門で登園する園児や保護者の安全確保にご尽力いただき、感謝を申し上げます。

幼稚園の西門につきましては、本来、通園バス用の出入口として利用しておりましたが、小学校北側駐車場が保護者駐車場として利用できるようになって以降、保護者の移動距離を短縮し朝の忙しさを少しでも解消できるよう、西門から出入りしていただくよう対応しております。

議員お述べのとおり、門扉は鉄製で重く、子供を抱えての開閉は大変で、また挟まれると危険であることは重々承知しているところでございます。とはいえ、通勤時間帯は西側門扉前の車道の交通量が多く、なおかつ門扉から車道までの距離が短く、子供の飛び出しの危険があり、開け放すことができません。このため保護者に対し、道路を渡る際の安全確認のことや門扉の開閉時の注意点について周知し、お子さんの安全対策にご協力いただいているところでございます。

町といたしましても、門扉の安全確認検査の実施、職員の立会いなど、保護者と園児の安全確保のため対策を講じてまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○1番（久保憲史君） これは提案ですが、アルミ製の門扉に交換してはどうでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） ご提案、ありがとうございます。

そういったご意見も受けながら、また園のほうでも、軽過ぎると子供たちが自分たちで開けて危ないというところのご意見等々もありますので、そういったところも併せながら現場ともしっかりと相談して、今いただいた意見も伝えながら対策というところを考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○1番（久保憲史君） 終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。再質問は自席でさせていただきます。

私のほうからは3点です。子供たちとか大人も含めて、三宅町でチャレンジ、こんなことをやってほしい、やりたいという方に、伴走できるといいよねというような視点で3点質問させていただきます。

まず、1点目です。三宅町交流まちづくりセンターM i i M oのM i i M o食堂についてです。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oが本格稼働してほぼ1年がたちます。主要な活動の一つであるM i i M o食堂についてお尋ねします。ほぼ1年間の運営を経て、利用者の傾向とか売上げ、利益はどのようになっていますか。

チャレンジショップということで、食堂経営のアドバイスがもらえるというような話が当初あったように記憶しております。どういったアドバイスがあったのかというのを我々にも教えてもらえたらなというようなことを考えております。M i i M o食堂でチャレンジされた方、される方の今後について、どのように伴走をされるのでしょうか。当初は空き家などを利用して町内にショップ、カフェなどをオープンというような夢のような構想もあったよ

うに記憶していますけれども、今現在、どのような形で進展しているのでしょうか。1つ目です。

2つ目です。小学生との町トークについて。

町長のツイッターなんかを見ても話をしたよというのがあったと思います。スケボーをしたいというような子供から、9月の中頃でしょうか、町長と話をしたというような話を聞きました。どのような内容であったのでしょうか。子供たちの思い、夢をかなえるための伴走者として、その子らの「やりたい」にどういったような伴走が考えられますかという質問です。

次、3つ目です。安全を確保したいというような、これも住民さんの思いですね。

三宅町農協付近の元吉岡歯科の交差点の工事について、8月、夏休み中ですかね、工事が完了しました。住民さんからの意見を受けて実現した工事であると考えております。こういった正式な場でご報告いただけたらと思います。

以上3点になります。よろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、三宅町交流まちづくりセンターMi i MoのMi i Mo食堂についてのご質問にお答えいたします。

まず、Mi i Mo食堂の利用者の傾向と売上げにつきましては、今年度当初に実施いたしましたMi i Mo食堂出店者へのヒアリング結果によれば、どの店舗も40代から50代の利用が多く、1日当たりの売上げは、1万円から3万円の間で推移しています。

また、今年度上半期の利用状況を見ますと、SNS等を活用した積極的な情報発信やみやげお買い物券の利用効果等により、新規利用者の増加や、前年度の同じ月と比較し売上げが伸びているとのうれしい報告を出店者様からいただいているところです。

次に、Mi i Mo食堂の経営アドバイスに関しましては、今年度、複業人材を活用して食堂経営のアドバイザーを2名登用し、Mi i Mo食堂そのものの認知度のさらなる向上や利用者増に向けた取組等に関するアドバイスをいただいているほか、同アドバイザーには出店者の個別相談もお受けいただいているところです。

最後に、Mi i Mo食堂にチャレンジされた方々への伴走につきましては、引き続きMi i Mo食堂での出店に門戸を開きながら、先日開催いたしましたMi i Mo食堂出店者の総会において三宅町内での起業独立のお話も伺いましたので、今後もしっかりとそのお話に耳

を傾け、対話を積み重ねることで、伴走支援策等を検討してまいりたいと考えております。

なお、空き家の利活用につきましては、昨年度に実施いたしました空き家実態再調査業務の成果を基に、最新の実態把握に即した空家等対策計画の改定内容を踏まえ、庁内関係課と連携し、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、小学生との町トークについてのご質問にお答えいたします。

9月中頃に町内の子供たちと町長室において面談いたしましたが、そもそも、先立ってM i i M oの窓口に子供たちが相談に訪れたのがきっかけで、そのことを私が耳にし、後日、改めて対話の場を設けた次第です。

町長室において子供たちから受けた相談内容ですが、現在、町内でスケートボードのできる場所が少ないため、自由にスケートボードのできる場所を設置してほしいとのことでしたが、子供たちとの意見交換を行う中で、私から、候補地の選定に始まり、整備に要する費用や運営、使用上のルールづくり等について、本町のビジョン・ミッション・バリューの理念に基づき、子供たち自身が主体となって行動するよう促し、役場は伴走者、共創者として子供たちの行動をしっかりサポートしていくことをお約束いたしました。

現在、サポートの一環としてスケートボードの候補地については、庁内関係課が連携しながら選定に当たっているところであり、適切な候補地が見つかり次第、子供たちに提示したいと考えております。

最後に、三宅町農協付近の元吉岡歯医者前の交差点の工事についてのご質問にお答えいたします。

通学路安全対策の一層の充実に向け、平成27年度より緊急合同点検を行い、ご質問のJ A三宅支店西側交差点は、安全対策が必要な箇所であると通学路安全プログラムにも位置づけられており、これまでも対策の検討を進める中、隣接地の地権者様のご協力の下、一定の拡幅用地の確保ができたところでございます。議員のご質問にございますとおり、令和3年9月議会において、「発議第7号 三宅町内における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願について」が提出された経緯がございます。

そのような中、令和3年6月に千葉県で発生いたしました痛ましい事故を受け、県、そして県教育委員会、県警との連携の下、通学通園路等の対策について再度検討がなされ、道路管理者宛てに提案された改善策を基に令和4年度当初に関係予算を計上し、議会にご承認賜り、交差点東側町道を拡幅し約1.2メートルの待避所を確保するとともに、通過車両への注意喚起のため、グリーンベルトやポストコーンを新設する対策工事を夏休み期間中に実施し、

完成したものでございます。

また、令和4年度予算においては、当該交差点の安全対策をさらに検討するため測量調査を実施しており、警察をはじめとする関係機関との協議を進めてまいります。

○議長（辰巳光則君） 再質問、森内議員。

○6番（森内哲也君） そしたら再質問させていただきます。

まず、小学生らとのトークについてですけれども、非常に子供らの声も真摯に聞くという態度は感心しているというか、いいよなと思っております。

子供たちの話を聞くに当たって、こちら側というのか、理事者としてはどういった方々が対面されたんですか、子供たちと。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 9月14日水曜日、時間にして30分程度だったんですけれども、たしか小学生5名の方が町長室に一同に介していただきまして、町長以下、私も同席させていただきました、あと担当1名、町側は、ですので3名同席させていただきました子供さんのお話を聞かせていただいたという形になっております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 子供も緊張していたのかなという気はします。ただ、真摯に、真剣に話も聞いていただいて、これからなるべく君たちの思いを実現できたらと考えていますよみたいなことなんで、何かやっぱりあかんかってんということも当然考えられるとは思いますがけれども、大人というか、僕らというか、理事者側が、「こんなんやって、こんなんやってここは問題あってんけど、でもあかんかった」というのは、もし駄目な場合も伝えてあげてほしい。真剣にうちも考えたんやぞというのが伝わるようにしていただけたらなとは思いますが。何か場所が確保できるのが一番いいのかなとは思いますが、そんなふうと考えております。

この件は、そうしていただきたいという思いで閉めます。

次、交差点の工事の件です。これもいろいろな部署と協議を重ねて、子供たちの通学路ということもあり、夏休みの子供らが通らないところに照準を合わせてやっていただいたとも聞いていますので、そういったことも併せて報告、僕のほうからでも、今ここで発言しときます。

実際問題、工事が終わってみて、町民さんなり住民さんなり、どんな声があったかというのは聞いておられるようであれば、この場で教えていただきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 道路の管理の面からお答えをさせていただきます。工事の施工のほうは私どもの部でさせていただきましたので。

対策区間ですけれども、教育委員会のほうからも前教育長もおられましたけれども、聞き取りをさせてもらっていますけれども、子供らは部団で登校してくるんですけれども、ちょうど信号のタイミングと合わせた形で対処ができていますので、改善されたというご意見は聞いております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 私のほうも、そんなにみっちり聞いたわけではないんですが、子供らに合わせて、ちょっとおっちゃんに教えてという形で実際聞いたりもしております。

青く色を塗る前とかは、大人の側からあんなもん危ないとかといろいろ聞いたんですけれども、ちゃんと完成できてから聞きに行ったら、子供たちのほうは、逃げやすくなったんでちょっと大丈夫かなという声が一番多かったです。ただ、車がぼっと来るんでやっぱり怖いという声もあったんで、これが完成ではなくてまた協議しますというようなことで書いてはいてくれているんで、ぜひぜひもう少しよくなったりとか、反対側のほうも何とかできればいいのかなという意見もありますので、そういったこともまたちょっと頭に入れといていただけたらなとは思っています。

車を運転する側からするとやはり通りにくくなったなという感じはあるんで、逆に言うと、歩いているほうからすればちょっと安全なのかなというのものもあるかなとは思っていて、実際に子供に聞いたら逃げやすくなったんでは言うてました。ただ、怖いという思いもやっぱりあるので、これで終わりということではなく、さらにというふうに改善できるようであれば取り組んでいただけたらと思います。

この点はこれで閉じさせていただきます。

じゃ、一番初めに戻ります。M i i M o 食堂についてなんですけれども、いろいろとアドバイスなんかももらっていてという回答でした。

ここにまち・ひと・しごと創生総合戦略会議、地方創生の戦略会議の書類ですね。令和3年4月、改訂版をその頃作ったところにM i i M o 食堂のことが出てきます。1年も前から考えていましたよということですね。町づくりはどうするのとか、人ですね、人口が減っているのに対してどうするのとか、仕事をつくっていきましょうという総合戦略の文書です。

第3章ですね、具体的な目標と施策という部分にMi i Mo 食堂が出てきます。新しい働き方や仕事、起業ですね、自分で事業を起こす創業、既存の企業の支援をしますと書いています。Mi i Moのシェアキッチン（Mi i Mo 食堂）、コワーキング運営を起点として、三宅町における新しい働き方や仕事——これまた起業ですね——支援を進めます。

具体的な取組として、Mi i Mo 食堂におけるシェアキッチンを活用した起業・創業支援というふうなことがもうここに書かれております。なので、今、会議で聞いたからやりますというのでは多分遅いし、もうそれよりもっと前に支援すると聞いているので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

いろんな支援の仕方はあるとは思いますが、今、ビジョン・ミッション・バリューなんて言葉も横文字で町長からの回答にあって分かりにくいですが、やはり皆さんの思いをかなえる伴走者、共に走る者でありたいというようなことがあります。共に走るということは、役場が勝手に走ってねと言うんじゃないで、やる気のある人を応援するということではあるんで、こんなんやりたいねん、あんなんやりたいねんという声はよく聞くんで、ぜひぜひやってください。

公務員、我々もそうなんですけれども、公正と公平ということにはなりますけれども、伴走者ということであれば頑張る人を応援するんで、みんなを応援するわけではないということで、「それをやったら、森内さん、みんなしないといけませんね」みたいな回答を僕は担当課から聞くと、ちょっと待ってくれよというふうに思っちゃうんで、それぞれの思いをぜひぜひ伴走できるように。

Mi i Mo 食堂は、やっぱり地方創生で来てくれた人なんかも辞めちゃっているんで、今また新しい人もなかなか入ってこない。その辺のこともまた委員会で聞くことになると思いますので、とりあえず、何言うてるか分からへんようになってきたんですけれども、これからMi i Mo 食堂が、町の中に店ができるような形で卒業生がと思うんですが、その辺をもう一度改めて、考えとかがあるのであればお聞きしたいんですけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） ちょっと分かりにくかったと思いますけれども。

森田町長。

○町長（森田浩司） まさに創業支援というところを僕らも目指しているところはあったんですけど、この間の総会において、そういった意思を持っていらっしゃる方が出てきたというところも第一歩なのかなというふうに思っています。

ただ、やはりずっと伴走して行政が赤字補填していくわけにはならないという、創業なん

で、あくまでも自分のビジネスとして成り立たせるために行政がどこまで関与すべきなのかというところも併せて考えていかなければいけない。

また、内需、三宅町内で、やはり三宅町の方が三宅のお店を応援するという土壌も必要かなというふうに思っています。今回、お買い物券等々で利用者が増えてきた、町内で使うというような文化も少しずつ生まれてきていると、これを積み重ねていくことが大事になってくるかな。一足飛びで起業して、はい、できますということではなく、まだまだ町内でお金を使っていないと、みんなが支えないとというところを生んでいくという文化もつくっていかなければいけないと思いますので、そういったところは皆さんとも協力し合いながら、また意見交換とか対話を通じてつくっていったらなというふうに考えていますので、具体的にどうしていくかというところはまだまだ議論の余地があるかなというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 簡潔には言いませんけれども、もうちょっと明確にできれば。

森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。

もう今お聞きした、おっしゃるとおりで、三宅の方がやっぱり三宅で頑張る人を応援していくというスタンスに持っていけると一番いいのかなと本当に思います。なので、ちょっと先日のMi i Moの会議で聞いたことで1つだけここで言っときます。

Mi i Moの会議じゃなくて、Mi i Moについての意見を言おうという対話の研修みたいなところですね。子供たちが前でわあっという声が聞こえて、「にぎやかになったなというのはすごくいいとは思ってるんやけど、俺らからしたら」と、割と年配の方です。何か余計に近づきがたくなった、俺ら行ったらあかんのちゃうかとかという思いが芽生えているみたいな意見を1人の方じゃなくて何人か聞いたんで、ある程度年齢のいかれた方とかが何か近づきやすいようなことを考えないといけないのかなという気がしているということを取りあえず頭に入れといてもらえたらなと思いますので。

これからいろいろと僕なんかも応援できたらなとは個人的に思うてますので、ちょっとこれで閉めたいとは思っています。今後も頑張っていけたらと思いますよね。

以上です。

○議長（辰巳光則君） もう回答はよろしいですか。

○6番（森内哲也君） はい、結構です。

○議長（辰巳光則君） ここでちょっと暫時休憩に入ります。この時計で11時10分から再開い

たしますので、よろしくお願ひします。

(午前10時58分)

○議長(辰巳光則君) それでは、皆さんおそろいですので再開いたします。

(午前11時08分)

◇ 松 本 健 君

○議長(辰巳光則君) 続きまして、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番(松本 健君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。2点あります。

1点目、県域水道一体化について。

本件は、前回一般質問させていただきました9月議会以降、奈良市が参加しないことを決めるなど、県下で関心が広まっています。主に自身で水源を持ち、それを守っていこうとする自治体は、一体化によって地元の水源が失われることに反対する声が多く、既に水源を持たず県水100%となっているところでは、一体化に反対の声は小さいという傾向があるようです。

我が三宅町は、一足早く磯城3町での広域化による磯城郡水道企業団結成を行っており、その際に自前の水源は廃止しています。9月の時点では県一体化への具体的な検討は行っていないとのことでしたが、今はどうでしょうか。

県水100%で水道事業を行う団体として、県にとって、その団体にとって、どのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか。既に広域化を実施しており、管路補修に関しても補助金を受けることができる団体にとって、どのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか。

県は、統合の形として事業統合、すなわちセグメント会計ではない形を前提としていますが、健全な経営の観点から見た場合、会計も何分割かされているほうが好ましいと考えますが、どうでしょうか。

また、9月に民営化について質問させていただきました。県一体化と民営化は別物とされていますが、県一体化について住民合意を得るには、民営化への懸念を払拭する必要があると私は考えています。県一体化に賛同の意を示す場合には、民営化はないとの担保を確保

する必要がありますので、その具体的な手法についても検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長の県域水道一体化についてのお考えを伺います。

2番目、ごみ収集事業について。

今年の8月にごみ分別講演会が開催され、ごみ収集における資源回収の大切さを学ぶ場となりました。また、9月議会の決算委員会内で、ごみ収集事業に際し、ごみ袋が有料であることについての意見が複数の委員から上がってきたと思います。

焼却や埋立処理されるごみの回収を指定の袋を買うことによって一部負担することについては一定の理解を得ることはできると思いますが、資源ごみの回収のための袋に対して、袋製造以上の負担を住民にその量に応じて負担していただくことについて疑問を感じます。

現状、焼却ごみ、不燃ごみ、リサイクルごみそれぞれについての袋1枚当たりの製造費、ごみ処理費用をお教えてください。その上で、リサイクル対象分のごみ袋代に対して価格を見直すことについてのお考えを伺います。

以上です。再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、県域水道一体化についてのご質問にお答えいたします。

1点目の「9月の時点では県一体化への具体的な検討は行っていないとのことでしたが、今はどうでしょう」とのご質問でございます。

令和4年10月13日開催の第4回奈良県広域水道企業団設立準備協議会において、知事は、更新企業団として水道事業の将来を見据えた一体化を目指すことを確認されたところでございます。

令和4年11月29日開催の第5回協議会においては、基本計画（案）、基本協定（案）、大和郡山市が参加した場合の一体化の姿、今後のスケジュールについて協議が進められております。また、奈良県広域水道企業団設立準備幹事会専門部会の全体部会においても、基本計画（案）、基本協定（案）について各市町村等の事務レベルの協議が行われております。

2点目の「県水100%で水道事業を行う団体として、県にとって、その団体にとって、どのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか」、3点目の「既に広域化を実施しており、管路補修に関しても補助金を受けることのできる団体にとって、どのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか」とのご質問ですが、磯城郡水道企業団としては、令和8年度まで補助金を活用して連絡管と既設管路の更新整備を進めているところでございます。県

域一体化においては、令和16年度までの10年間に於いて、国・県の財政支援を受け、老朽管の更新、耐震化に投資を進めることを目標とするものとされております。

磯城郡水道企業団においては、今後、熟練技術職員の退職等により技術力の低下が見込まれるため、技術の継承並びに技術者の確保が課題であり、県域一体化では技術面でのスケールメリットを享受できるものと考えているところでございます。

デメリットという意味ではございませんが、統合後10年間に集中して投資を行うことにおいて、内部留保資金の引継ぎや補助金の配分について、参加団体間の公平感がいかに確保されていくのか、しっかりとした議論を進めていかなければならないと考えております。

4点目の「県は、統合の形として事業統合、すなわちセグメント会計でない形を前提としていますが、健全な経営の観点から見た場合、会計も何分割かされているほうが好ましいと考えますが、どうでしょうか」とのご質問でございます。

ご承知のとおり、磯城郡水道企業団は、経営の一体化を選択し、セグメント会計により運営しているところでございます。磯城郡水道企業団では、今後、人口の減少に伴う給水収益の先細りにより、本町の平成29年度の給水原価が201円に対し、令和8年度には241円、令和18年度には277円、令和28年度には341円になると見込んでいるところでございます。セグメント会計を継続するならば、近い将来、料金改定も検討しなければならない状況にございます。

県域一体化の協議では事業統合とされ、料金の統一を目指すものとなっております、料金面でのメリットの出ない市町村はセグメント会計を容認するものであるとされております。

5点目の「県一体化に賛同の意を示す場合には、民営化はないとの担保を確保する必要があると思いますので、その具体的な手法についても検討いただきたいと思います」とのご意見ですが、第4回協議会において私の質問に対し、会長である荒井知事が「民営化の議論はない」と明言され、その後の記者会見においても同様の回答を知事がされており、11月11日に開催いただきました議員全員協議会の場においてご報告させていただいております。

また、先述の第5回協議会で示されました基本計画（案）では、経営主体、事業概要等の項目において、コンセッション事業への移行や民営化は行わないとの記載がされているところでございます。

法定協議会に参加する団体においては、自己水源の有無を踏まえ、それぞれが判断されることであり、磯城3町は、磯城郡水道企業団として県域一体化の協議を進めていくものでございます。今後、協議が整い、令和6年度に一部事務組合設立について本町議会でのご承認

を賜ることににおいては、町長としてしっかりと協議の経過を説明してまいり所存でございます。

続きまして、ごみ収集事業についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度決算では、天理市へのごみ処理委託料は2,737万1,780円であり、この内訳は、可燃物処理は、約1,500トンで2,252万2,350円、1トン当たりの単価は1万5,000円。次に、不燃物は、約112トンで324万2,780円、1トン当たりの単価は2万9,000円。次に、プラスチックごみは、約39トンで117万2,700円、1トン当たりの単価は3万円。次に、飲料缶・瓶は、約40トンで43万3,950円、1トン当たりの単価は1万1,000円でございます。

なお、人件費、収集車両等の物件費、燃料費は含まないものとしております。

続いて、ごみ袋の作成費についてでございますが、令和3年度決算では478万9,158円であり、その内訳は、燃えるごみ袋45リットルが18万7,800枚で318万1,332円、1枚当たりの単価は16.94円。燃えるごみ袋30リットルが6万6,600枚で76万5,567円、1枚当たりの単価は11.495円。次に、不燃物袋30リットルが1万5,600枚で18万8,760円、1枚当たりの単価は12.1円。次に、リサイクル袋45リットルが3万6,900枚で65万3,499円、1枚当たりの単価は17.71円となっております。

参考に、リサイクル袋45リットルの売価は20円でございます。

ごみ袋の有料化は、排出者である町民の皆様処理に要する費用の一部を手数料として負担を求めるもので、ごみの減量化、リサイクルの推進並びに負担の公平化などを目的として多くの自治体で導入されており、本町では、平成19年10月からごみ袋を購入していただくことにより、有料化を実施してまいりました。

ご指摘の資源ごみも全てが資源化されることはなく、資源化されない部分はごみとして最終処分を行うため、収集運搬に係る経費を含め、廃棄物処理に要する費用の一部を手数料として、町民の皆様には排出量に応じた一部のご負担をお願いするものでございます。

ご承知のとおり、令和7年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合の新施設の稼働が予定されており、収集運搬経費と処理費について広域化の効果を検証するとともに、組合構成市町村の状況の調査も進め、リサイクル対象分の価格については、町民の皆様との対話を重ねながら見直しも検討してまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松本議員。

○4番（松本 健君） まず、1点目からですけれども、広域水道の話です。

9月にも質問させていただきました。9月の段階で三宅町はどうするのか、磯城郡の企業団は県一体化に対してどうするのかという質問をさせていただいたところ、先ほどの質問のとおりですけれども、現段階では検討していませんという回答があつて、そのときに、この先検討するためには、磯城郡が企業団になったときの状態に対して県一体化したときの状態を比較して、メリット、デメリットを並べた上で結論を出すべきですよ。ただ、磯城郡が企業団に一体化したのは今年のこと、浄水場を廃止したのも今年だったと思いますので、そういうのが変わった状態でどうなっているのかというのを比較した上で検討をしましょうよ、してくださいねというお願いをしたと思っています。

今回、回答いただいたところの中で、セグメント会計に対して県一体化にしたときという話の中で、このままいくと令和28年には水道代が341円になりますという話が上がっておりましたが、これは三宅町が浄水場を持った上で単独でその設備を維持していった場合の25年後ぐらいの値段として、この前、3町が単独でやった場合と郡の企業団に統合した場合の比較に出てきた数字だと思います。そのときは、令和28年に三宅町単独でいくと341円だけれども、磯城郡3つを合わせたら266円ぐらいになるというような比較で、磯城郡3町が統合されるのがいいですよという話で賛成したつもりです。

今回、例えば25年後266円とかに対して、県が一体化したときに幾らになりますかという比較をした上で県一体化というのは検討されるべきだと思うんですけれども、検討状況はいかがですかというときに何をやっていただきたいかという、今、磯城郡3町で企業団になった状態をこれから20年30年続けた場合と、県一体化して20年30年続けた場合の比較を期待しているんですけれども、そのような検討状況はいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

磯城郡企業団での試算ということなんですけれども、平成31年3月の磯城郡水道事業の広域準備室が作成の持続可能な水道経営に関する調査研究の資料、これを議員がご指摘だと思います。

こちらのほうで、確かに言われましたように、平成28年度を基準に、令和28年度、2046年度までの財政シミュレーションがされております。ここでは、先ほどおっしゃいましたように、給水原価が単独経営では343円、磯城郡一体化では約266円になるだろうという効果を試算しております、このときの30年間の投資額につきましては、単独経営の場合は、浄水場の更新を含んで約32億円という数字でございます。一体化の場合は、浄水場をなくしまして

県水を取りますので、管路等の更新に約12億円、年間で4,000万円と。国庫補助金は1億円ですが、こちらの場合は、今、県域一体化で議論されておりますように、県の支援はございません。あと想定条件といたしましては、人口減少の減少率による有収水量の減少は17%、人口のほうは5,500人程度になるだろうという想定がまず報告書で上がっております。

ただいま議論しております県域一体化の協議会の資料は、令和3年12月時点の試算ではございますけれども、浄水場の更新はしないで30年間で約30億弱の管路更新をするという想定で、国費が3分の1、それに加えて県の支援も3分の1があるという試算でございます。これによって給水原価は、単独経営の場合409円、統合が250円という試算がございます。

こちらのほうは、物価上昇率の0.7%でありますとか、有収水量につきましては、社人研の人口増減率を乗じることが条件とされておまして、4,300人程度ということにされております。

したがって、もちろん議員ご指摘のように、磯城郡企業団のほうでも31年度の試算結果と、実際、1年間統合されました4年度のほうで決算が出てまいりますけれども、そのあたりは十分検証されながら、県域一体化のほうに協議を進めていくという方針であることには違いないと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 今の話だと、浄水場は更新しないけれども、管路補修に30億分を割り当てるような形になった試算を行っているということによろしいんですね。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 県域一体化につきましては、どの団体につきましても、今後の投資水準の最大値といえますか、これぐらいの投資が必要だろうという数字の下ですので、これによって30億円という数字が出てまいっております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） いずれにせよ、この段階で、郡で続けた場合と県で続けた場合の比較が既になされていますということなんですよ。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） もちろん磯城郡水道企業団はもう既に運営しておりますので、その磯城郡企業団の中で議論されることだと思いますけれども、私がお答えさせてもらったのは、31年の3月の試算と今現在の県域一体化協議会の3年12月の試算についてご説明申し上げたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 分かりました。

試算の基になったこういう給水原価の表がありますけれども、一体化しなかった場合というのは単独経営で、浄水場はもうないけれども、その分、その金額相当のものを管路補修に充てているというのでこの値段になっているという理解でよろしいんですかね。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） はい、それで結構でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 分かりました。じゃ、再質問を続けます。

水道関係ですけれども、この中で、メリット、デメリットを挙げてくださいというものの中に補助金の話が少し出てきましたけれども、いずれにせよ、一体化した場合には、それに伴う管路補修の費用の3分の1は10年かけて国から出ますというような話があったと思います。

回答の中には、現状、郡で経営した場合には、令和8年度まで補助金を活用して管路補修をします。県一体化した場合には、令和16年度までの10年間において費用の補助があると。これは、県一体化した場合には、令和6年までの費用プラス令和6年から16年までの10年間、10年以上もらえるということですか。負担は変わるけれども、取ってこられる補助金というのは投資額の3分の1であるというのと、郡での補修分をもらった上で、その後、県一体化でまた10年分もらえますという話なのか、どちらなのか、お願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 新たな企業団になりますので、新たな企業団として10年間受けるということになります。磯城郡企業団としては磯城郡企業団として補助を受けて、新たな企業団に加入する場合は、新たな企業団として10年間対象となるという認識でいいかと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） そういう形で補助金は、県一体化した場合、増えていきますということですね。

続けて、技術者の確保に関しておっしゃっていましたがけれども、これも単独でやった場合には技術者の確保には非常に困っていると。確かにそうやと思います。水道事業を2人3人でこの町でやっていくというのはきついと思います。郡単位の企業団になった場合には5倍ぐらいですか、人口的に言うと、人員も増えるわけで、郡単位で技術者を確保するというの

と県単位で確保するといった場合は、何か明らかな違いが出てくるのでしょうか。それはあまり変わらないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 磯城郡企業団の内部の話なので、私から今ここでお答えするのはどうかと思いますけれども、今、現状、議員おっしゃったように、川西と三宅と田原本の中で技術者のほうは一括して仕事をしているわけですが、やはりさらに市町村の区域を超えた人的資源ということで、ノウハウも含めまして、県内の参加団体のほうで共通の認識の下、技術を継承していきなり向上していく、技術者の育成をしていくという部分でメリットは大きいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 個人的な感覚としましては、さすがに町単独では厳しいだろうけれども、郡単位の規模になれば、それこそ細かいところにも目が届く上で、技術者の確保もそれなりに可能なんじゃないかなというふうに思っております。

続けて、デメリットのほうですけれども、いろんな意味で町長もいろいろやっていただいたと思うんですけれども、やっぱり住民の中には、これは民営化の前の第一歩だと、水道が手から離れていく中でこの先どうなるのかが不安だというふうな話があって、民営化はしませんというようなのを基本計画の中にきちんと書き込むというような、県のほうでもそういう行動を取られるという話になったのだと思っておりますが、そもそもこういう広域行政をやるところの広域行政に対して住民の目がどれくらい届くか、情報の公開という意味でも、広域行政下の行政がどうなっているのかというのに住民がケアできるかどうかというのには、引き続きの不安があると思っております。

例えば水道料金、今、県が言っているのは、5年に1回、電気代じゃないけれども、総括原価みたいな形で、どれくらい費用がかかっているから幾らにしますというのを決めて出します、見直しをしますというふうな話になっているようですが、例えば、毎年毎年いろんなことをいろんな地元の議会に諮るというのは無理だろうけれども、住民の価格改定に関わるようなところに関しては、企業団で決めて企業団の議会で承認というのだけじゃなくて、そのときの算出結果を各議会に諮るとか、一旦そういう資料を早いうちに出して各市町村の議会でもんだ上で持って行って、過半数よりも3分の2とか、できるだけ多くの人の承認を得るとか、そういうふうな過程を経るような規則というのをつくるのも可能かと思うんですけれども、そういった観点で、県一体化に持っていくけれども、デメリットがあるようなところ

ろに対してはそういう措置をするという検討を十分にお願ひしたいと思うんですけれども、そういう意味での検討というのは何か進められておりますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 具体的にそういった検討は今のところされていないというところが事実でございます。

また、公営企業でございますので、赤字が続きますと経営が成り立たないというところがありますので、やはり経営面で適切な経営をしていくというところでは、料金改定というところは必要に応じてしていく必要があるかなど。給水コストに対して受益者の利用料というところを決めて、安心・安全な安定した水の供給というところがまず第一でございますから、そういったところは経営面も併せて判断していくことが必要かというふうには思っています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、大体持ち時間はあと6分7分なんで。

松本議員。46分まで。

○4番（松本 健君） 私は、特に県一体化に反対だというわけじゃないんですよ。ただ、今、水道事業というのは郡のレベルでやるのが本当に適しているのか、県一体という形に持っていったほうが適しているのか。県一体となったときにも、県水を供給する事業と各地区で配水する事業、それを全部くっつけて会計して、果たしてそれでいいのかな、いろんな疑問があります。最適な規模で事業をしてほしいし、その規模に応じて、やっぱり住民の声が届くような体制を取ってほしいというふうに思っております。

まずは郡単位でやったときにどれだけメリットがあつてどんなデメリットがあるのか、県単位に持っていったときには逆にどういうデメリットがあるのか、それを出した上で、県単位に持っていくなら持っていくで、そのデメリットに対してどういう措置をするというのを十分に検討していただきたい。

期間的には、この2月3月にもう多分企業団で意思表示することになると思いますけれども、そのタイミング、もしくはその先2年ほどかけてどうするというのを検討していく中で、もし郡単位で実行したらこういうメリットがあつたのになというのが頭にあるんだつたらそういう話もできると思うんですけれども、そうした比較をどれだけしっかりやっつくかで先が変わってくると思うので、できるだけこの時期にそういうきっちりした比較というか、我が身になった比較というのを願ひしたいなと思っております。

何かございましたら。

○議長（辰巳光則君） 何かありますか。

じゃ、松本議員。

○4番(松本 健君) ごみのほうですけれども、今、燃えるごみはトン当たり1万5,000円、燃えないごみはトン当たり2万9,000円、プラスチックはトン当たり3万円、缶・瓶もトン当たり1万1,000円の費用がかかっていますということですが、ペットボトルとか新聞とかダンボールとか、そういうやつはどうなんでしょう。

○議長(辰巳光則君) 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長(岡橋正識君) 続けてお答えさせていただきます。

資源ごみにつきましては、今申されたごみの処理費の中でマイナスということで、売ることによりまして収入になっているわけですが、ちょっとお待ちください。

○議長(辰巳光則君) 松本議員。

○4番(松本 健君) じゃ、分別する資源ごみの中で収入になっている部分もありますということに進めさせてもらいますね。

ごみを出す側から考えてみたら、地域の回収であったり、地域の子ども会とか何かの回収であったり、スーパーに持っていくであったり、ボーイスカウトの回収であったり、いろいろなものがあるんですけども、資源に当たるものの中で、出すときにそれなりに費用がかかってしまうというのはあんまりないと思うんですね。

それに対して、例えば幾らか収入のある、多分ペットボトルなんかはそれなりに収入があるんだろうと思うんですけども、そういうふうなものを有料のごみ袋を使って出すという話になったら、どうしても、ちょっとしたものだけでも、町に出すんじゃないところで優先的に持っていきみたいな話になっちゃうかなと、比較対象として。

そういった意味でやっぱり資源物に対しては、何らかその他の手段というのと比べた上で配慮が必要かなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○議長(辰巳光則君) 森田町長。

○町長(森田浩司) 松本議員もおっしゃったとおり、各団体の収入というところにも影響してきますので、やはりそういったところの活動費等々にも、町で一括すると、その活動費というところは当然落ちていくというメリットもあればデメリットというところもあります。そういったところでは、できるだけ地域の活動に出していただくために有料のごみ袋、そっちのほうに優先的に出すということも一つの考え方としてはあるかなというふうに思いますし、先ほど回答させていただいている中でも、価格の改定とか見直しについては、積極的に検討していきたいというふうに行政としても考えておりますので、ご理解のほど、よろ

しくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） もう最後で。

はい。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

検討していただくという内容で回答をいただいていますので、検討に当たりましては、ぜひとも出す人が違う手段でどういうものがあるのかということと、近隣の町村でどういう状況になっているのかというのを併せて踏まえた上で、もともと毎年、年1回講演会とかが開かれていると思うんですけども、それを1回でも声を聞く会でも何かやっていただいた上で、住民を含めてみんな納得の上での変更というのを、令和7年からというんじゃなくて、もう来年度からでも早々に始めていただけたらと思います。

もし回答があれば。なければこれで結構です。よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長、さっきの回答を今するか、後でペーパーで渡してくれるか。資源ごみのペットボトルとか数字をちょっと待ってるやつ。後にしますか。

岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） すみません。数字については、また議員のほうに直接お話しさせてもらいます。

私から最後に申し上げたいのは、資源ごみの中でもプラスチックごみというのは、最終的に資源化するのに費用がかかっているものでございますので、この点だけご理解いただきたいと思います。

◇ 川 鱒 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、2番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。

2番議員、川鱒実希子君。

○2番（川鱒実希子君） 人生100年時代と言われ、生涯学習はますますその重要性をましていると思われまます。三宅町でも、毎年屯屯大学が開校され、多くの方が受講しています。今年度は、開講式、閉講式と8回の講座、歴史見学、社会見学が実施されると伺っています。しかし、残念なことが幾つかあります。

1点目は、全ての講座が単発で学習を深めることができないことです。私も、今年度開催された絵手紙体験教室に参加しましたが、まさに体験であり物足りなさを感じました。もっと何度もやることで面白みを感じ、道具を買って自分でもやってみようとか教室に通おうと

か思うのではないでしょうか。

私が近隣の6町村、田原本町、河合町、高取町、下市町、安堵町、明日香村を調べたところ、全ての町村ではほぼ全ての講座が複数回開催されていました。ぜひ三宅町の屯屯大学も講座のシリーズ化を検討していただきたく、町長の所見を伺います。

2つ目の残念な点は、屯屯大学の場合、全講座が平日の昼間開催となっている点です。これではほぼ高齢者をターゲットにしていると言わざるを得ません。人口規模の大きい市であれば、名称は様々ですが、高齢者向けに高齢福祉担当課が行う老荘大学、女性向けに女性センターが行う生活講座、働く社会人向けに勤労青少年ホームが行う社会人講座、成人や子供向けに教育委員会が行う生涯学習講座と、様々な対象に向けていろいろな講座が設けられ、平日の昼間だけではなく、夜間や土日も開校されています。

生涯学習の対象は高齢者だけではなく、ですから、高齢者のみならず、様々な人が参加しやすい夜間や土日の開校も検討し、内容も、彼ら・彼女らに響くものにすべきだと考えますが、町長の所見はいかがでしょう。

なお、再質問については自席で行います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 川緒議員の一般質問につきましては、教育行政に関することとなりますので、中谷教育委員会事務局長よりお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（辰巳光則君） 中谷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 私から、川緒議員の一般質問にお答えいたします。

教育委員会が行っている住民参加事業の一つに屯屯大学校があります。講座開講記念講演を皮切りに、カルチャー学習講座、歴史学習講座、県外見学会を開催し、1年の締めくくりとして閉校式を行っております。

今年度のカルチャー学習講座については、はじめてのスマホ体験教室、おいしいコーヒーの淹れ方教室、はじめての絵手紙教室、レザークラフト教室、歴史学習講座については、万葉集についての講座、正倉院展についての講座、考古学を学ぶ講座、県外見学会については、歴史見学、社会見学を実施しております。屯屯大学校に参加していただき、各種の学習講座を通じて新しい自分に気づいていただくことを趣旨としております。

また、文化協会団体の編み物や絵画、ちぎり絵、フラダンスなど、12団体による取組があり、日頃の成果の発表の一つとして文化祭があります。コロナの影響により3年ぶりの開催となりましたが、皆さんが待ちに待っていたこともあり、2日とも大勢の方に来ていただき、

笑顔があふれる文化祭となりました。

学校・地域パートナーシップ事業の子ども体験教室もあります。小学生を対象に、科学や歴史、工作、スポーツなどの9教室を開いておりますし、スポーツ関係でいいますと、ピラティス教室、みやげチャレンジゴルフフレンドシップカップ、マラソン大会、三宅町体育館等、また東屏風体育館指定管理者が行っている自主事業もその一つであります。

教育委員会が行っている住民参加事業についてご説明をいたしました。屯屯大学の各種講座については、毎年同じようなことを踏襲していることは否めませんし、文化協会についても、今年に入り3団体が退会し、12団体となっています。高齢化により今後続けていくことが困難な団体もなおあると伺っており、先細り感があることは正直感じています。

川鯨議員ご質問の生涯学習講座が単発でシリーズ化を検討できないかですが、シリーズ化に向けて来年度の予算要求を行ってまいりたいと考えております。利用者満足度調査アンケートなどを行いながらシリーズ化できる講座を見極めつつ、さらなる活性化を図りたいと考えています。

また、全ての講座が平日の昼間開催となっており、高齢者をターゲットにしていると言わざるを得なく、勤労者も参加しやすい時間帯の開校も検討できないかですが、高齢者をターゲットにしているわけではありませんが、そのように見えてしまっているのも事実であると思います。議員がお調べになった町村やそれ以外の役所にも今後の参考にお聞きしたところ、若い世代にも来ていただけるような曜日や時間帯にも開催しているが、受講者は高齢者がほとんどであるとのことでした。

三宅町の生涯学習講座が高齢者の楽しみや生きがいになっているのであれば喜ばしいことであり、また、曜日や時間帯で、勤労者が来たくても来られない方がいるのであれば悲しいことです。シリーズ化と同じように、曜日や時間帯、魅力的な講座を検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、川鯨議員のご指摘が生涯学習講座を再考するきっかけになったことや、令和5年度予算編成方針のキーワードである挑戦を念頭に、チャレンジすることを再度考えるよい機会となりました。御礼申し上げます。チャレンジをして少しでもよりよいものにしていきたいと思っていることをお伝えし、私からの一般質問の回答といたします。

○議長（辰巳光則君） 再質問、川鯨議員。

○2番（川鯨実希子君） 私が今まで行った一般質問の中で一番実りの多い回答だったので、大変うれしく思います。ありがとうございました。

そこで、さらに議論を深めたいと思いますので再質問させていただきます。

いろいろ私も考えたんですけども、昼間の開催だと、実際に私も参加してみたところ、ほとんど高齢者の方の参加が多いのが現状です。時間帯や曜日を変えても、お調べいただいたように、他の町村でもなかなか高齢者しか来ていただけていないという実態は崩すのが難しいかなと思います。

でも、託児をやるというのはいかがでしょうか。私ごとで恐縮ですが、私も2人の子供を育てる際に1年ずつ育児休業を取りまして、もうその間はどこにも出かけることができず、ワンオペ育児だったので、本当につらかったのを今でも記憶しています。なので、例えば子育て中のお母さん方が子連れでも行ってお子さんを預けて、ちょっと1時間半か2時間、趣味の時間を持てたりするというのは、ある意味、子育て支援にもなって生涯学習の推進にもなって、二兎を得ることができるのじゃないかと思うので、そういったことを考えていただけないか質問いたします。

○議長（辰巳光則君） 中谷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 今、川鯨議員のほうからそういう提案を受けまして、私もそれを聞いておって、その視点は抜けていたなというふうに今ちょっと反省しているんですけども、生涯学習講座というのはM i i M o でほぼほぼさせていただいております。M i i M o の中にはスマイルさんもありますので、スマイルさんがそれに協力できるかどうかというところもあるとは思いますが、三宅幼稚園のほうとも、健康こども課さんのほうとも相談させてもらいながら、もしそういうお母様がおられれば、そういう対応ができるような形で何かしら検討させていただけるように思います。

○議長（辰巳光則君） 川鯨議員。

○2番（川鯨実希子君） ありがとうございます。

スマイルや幼稚園との連携もありだと思いますし、あるいは学童保育の指導員さんの中にももしも保育士さんの資格を持っていらっしゃる方がいるのであれば、そういう方が勤務される時間以外に多分結構開校されることが多いと思うので、こういった方にお手伝いいただくのもありかと思いますし、何分、役場の知恵を集めるといろんなことが事業展開できていくように思いますので、どうか固定観念に縛られずに、本当に町民の方々が、ああ、楽しいなと思えるような生涯学習にさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） もう質問はよろしいですね。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

1つ目、三宅町が目指す学童保育の姿について。

この秋、放課後児童健全育成事業の事業委託についてプロポーザル審査が行われました。今回、審査委員会における評価基準が大きく変わっています。評価基準は、三宅町がどんな学童保育を目指すのかが示されているので重要です。

2020年度とは区分の仕方が違いますが、私なりに解釈して比較すると、管理運営は前回25点相当が50点に、業務内容は前回50点相当が70点に、危機管理は前回20点相当が50点に上がっています。他方で、業務実績は前回10点が5点に、基本理念は前回10点相当が5点に下がっています。差引きして合計で前回120点が今回200点に増えています。

以下、質問します。

1、この評価基準の大幅な変更によって、三宅町はどんな学童保育を目指すのですか。

2、基本理念が僅か5点と軽視されています。かつて町直営の頃に一部で管理的な運営があり、子供たちは嫌気が差してやめていったこともありました。子どもの権利条約に基づいて子供を主体とした運営をすれば労力も時間もかかりますが、これこそが学童保育の根幹です。三宅町は、学童保育の基本理念をどう考え、委託事業者に何を託すのですか。

2つ目の質問です。

放課後児童健全育成事業の委託料について。

三宅町学童保育の委託料をプロポーザルの実施要領の上限金額で見ると、2020年度と21年度は2,343万6,000円だったのが2021年度には2,528万2,000円に、2022年度には3,249万3,000円に増額されています。2022年度、今年度にM i i M oに場所が移り、2クラスから3クラスに増えることを想定して、39%、905万7,000円増額しています。2021年度の184万6,000円の増額は、3クラスへの移行の準備のためと理解しています。今回実施されたプロポーザル審査の実施要領の上限金額も、2年間、3,249万3,000円ずつとなっています。

今年度、2022年度の実績を見てみると、学童保育の利用人数は、4月が平均57.2人、5月が53.4人、6月が53.2人、7月が50.5人、8月が38.5人、9月が44.7人となっており、半期の平均では49.6人となっています。コロナ感染症の影響があると説明されていますが、1ク

ラス40人が上限なので、実態としては2クラスの運営が続いています。

以下、質問します。

1、株式会社クオリスの2021年度損益計算書によれば299万6,905円の黒字で、三宅町が支払った委託料2,907万7,320円のおよそ1割の繰越しとなっています。次年度からの3クラスへの移行に向けて、どんな準備がなされてきたと三宅町は把握していますか。

2、実態として2クラスで運営していても、今年度以降、最長3年間、3クラス分の委託料を支払い続けるのですか。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 渡辺議員の三宅町が目指す学童保育の姿について及び放課後児童健全育成事業の委託料につきましては、事務内容のご質問となりますので、植村健康こども局長よりお答えをさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 渡辺議員からの一般質問に対し回答させていただきます前に、まず、今回の公募型プロポーザル審査の変更点についてご説明いたします。

今回、公募型プロポーザル審査を行うに当たり、仕様書及び提案方法について見直しを行い、学童保育クラブの運営に係る提案をより詳細に記載いただく様式に変更いたしました。このため、評価表についても、提案内容を評価しやすいよう変更いたしました。

例えば前回、危機管理体制については、「事故発生時などの迅速な対応及び予防の体制について」と大枠だけを題し、記載するよう示していたものを、今回は、児童の健康管理に関する取組、アレルギー対応及び食中毒予防の取組、施設の衛生管理、事故・災害発生時の対応及び体制についてと、各項目ごとに提案内容が記載されるようにしているなど、学童保育クラブを運営するに当たり必要な事項について、詳細まで記載するよう変更しております。

そのため評価様式につきましても、提案書内容を項目ごとに評価できるよう変更する必要があり、様式の変更に伴い、総合点や評価基準点についても見直しを行っております。審査会における評価基準は、学童保育クラブが子供や保護者にとって安心・安全な場所として、また、子供たちの健全育成を図る場所として運営できるかを基本としています。

これまでどおり三宅町の学童保育クラブは、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を提供し、子供たちの健全な育成を図る場所とし、働く保護者の権利の保障と子供の最善の利益を守ることを目的として運

営してまいります。

次に、基本理念が僅か5点と軽視されているという点についてですが、先ほども説明させていただきましたとおり、前回と今回の提案方法及び審査方法について見直しを行っております。前回は、基本理念という項目ではなく業務実施方針を記載いただいており、今回は、基本理念について提案いただくよう変更しております。

具体的には、前回の評価基準では、業務実施方針については4つの評価視点があり、1点目、学童保育クラブの役割を認識し、児童の人権に配慮した上で事業を継続できるのか、2点目、学童保育クラブの業務に取り組む意欲があるか、3点目、本業務の事業展開の発展性及び将来性は期待できるか、4点目、経営状態は正常かつ良好かの4項目です。この4項目を総合して10点と評価いただいておりました。今回は、1点目の学童保育の役割を認識しているのか、事業展開の発展性及び将来性を期待できるのかという点について評価を行うこととしましたので、5点としております。

また、前回、総合的に評価しておりました経営状態については、新たに項目を設け専門家の診断を受けて評価することとしており、また業務への意欲については、事業内容をより詳細に提案いただくことで評価する方向に変更しております。

三宅町といたしましては、これまでどおり成長期の子供たちに安全で安心な生活を保障し心身の健全育成を図る場として、また、保護者の仕事と子育ての両立支援を保障することを第一に考え運営してまいり所存であり、受託者にはその責務を果たすことを課し、よりよい学童保育の運営を継続してまいり所存でありますことをご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、放課後児童健全育成事業の委託料についてのご質問についてです。

まず、議員が質問されました委託料の増額理由について、改めて説明させていただきます。

これまでも、学童保育クラブの委託料につきましては更新ごとに見直しを行っており、学童保育の運営状況や最低賃金の改定を受け、人件費の見直しを行っております。2020年度の更新の際にも、172万3,000円の増額を行っております。

令和2年度においても同様に見直しを行っており、当町においても保育士など専門職の人材確保が難しくなっていましたので、学童保育クラブの指導員につきましても同様であると考え、学童保育の人員確保がスムーズに行われるよう人件費の見直しを行い、184万6,000円を増額しております。

議員がお述べの3クラスへ移行するための準備費用でないことをご理解いただきまして、

その上で、1点目のご質問について回答させていただきます。

3クラスへ移行するために受託者が行ったことについてですが、まずは指導員を増員するための採用事務、新しい施設での運営方法の検討、必要物品の打合せなどについて、受託者と町により協議を行いながら進めてまいりましたので把握しております。

次に、実態として2支援単位で運営していても、今年度以降、最長3年間支払い続けるのかというご質問ですが、確かに実人員が平均49.6人ですが、今年度4月時点での登録者数は96人でしたので、3支援単位の指導員を雇用、配置されています。また、議員もご承知のとおり、昨今、支援の必要なお子さんも増加しており、対応に人手が必要な状況でもあります。

さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、子供の感染者が多くなったことから、感染対策をさらに徹底する必要も生じております。

学童保育の実利用人員が49.6人ではあったものの3支援単位の人員配置が必要であった状況でしたので、今年度につきましては、契約金額どおりお支払いする予定としております。また、来年度以降につきましては、学童利用登録者が決定した段階で支援単位数や支援方法について検討し、契約金額を含め契約内容について受託者と協議を行い、決定してまいります。

以上、私からの回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 時間の制約もあるので、2つ目の委託費に関する質問から再質問します。

最初に、回答の中で、3クラス分の指導員を雇用、配置されているのではというふうに表記されていますが、その3クラス分配置されている指導員の役割、どんな人が何人配置されているのか、具体的内容をお示してください。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 指導員となる方たちにつきましては、40人に対して、1支援単位に対して2名ずつで3支援単位となっておりますので、6名の方に対応していただいております。あと障害児加配等について2名の方に対応していただいておりますので、合計8名の方を必ず配置するようにしていただいております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 実人数は平均49.6人ですが、4月時点の登録数は96人というふうに回答いただいておりますが、登録者が90人を超えるというのはここ五、六年常態化していたもの

で、特に目新しいものではありません。

ちょっと登録人員のデータはないんですけども、実利用人数のデータを、私、今ここに持っています。これは三宅町にも報告されている数字なので三宅町も把握されていると思うんですが、例えば2018年度、コロナの始まる前の年ですね、年間の平均利用人員が72.9人です。5月は月の平均利用人数が77.2人です。登録人数も100人前後、もうこれは2クラスじゃ無理だなという話を現場の職員から聞いていたという記憶がありますので、こういう実情で、これは小学校でやっている時代の話ですけども、そういう状況でやってきていました。

そういう状況でも2クラス分の運営費、国に対しても2クラス分の事業費の申請でやっていたと思うんですが、それがM i i M oに変わってどうして3クラス分の事業費の支払いになるのか。何が変わったんですか。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 渡辺議員がおっしゃるように、登録人数については変わりはないのは確かなんですけども、小学校のほうで実施させていただいていたときには、お部屋の面積等で2支援単位分でしかちょっと運営していただけないという現状もありまして、2支援単位として運営のほうをお任せしておりました。

M i i M oのほうに移るに際しては、M i i M oを建設する際に、その現状を踏まえた上で、3支援単位に規模を拡大して運営しないと子供たちの安全面について対応できないであろうという考えの下、3支援単位として面積等を踏まえて建設のほうをしていただいております。そのことも踏まえた上で、同登録人数ではありますけれども、3支援単位として運営していただきたいということで仕様のほうも記載しておりましたので、今年度につきましては3支援単位で対応していただいております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 面積が広がったという回答に聞こえましたが、1クラス単位の運営の基準というものを明確にすべきだと思うんですね。

40人という定員はどこから出てきたかという、五、六年前に国が学童保育の運営基準を見直すときに有識者会議のようなものを設置して、その答申で、学童保育の大規模化は子供の支援につながらないと。放置放任、あるいは管理、事故も増えるということで、最大40人を1単位とすると。だから、50人、60人、80人、100人と、そんな学童保育は駄目ですということが明確にされました。

それ以前の基準では実利用人数という概念がなかったんで定員で何クラスという把握でし

たけれども、この答申の中で実利用人数で計るというふうに明確にされました。だから、当時の学童保育は、登録人数は100人を超えていても実利用人数は77.2だから2クラスでぎりぎりセーフだよねと、そういうふうに理解してきた経過があります。

だから、Mi i Moであの広い空間を束ねて、確かに広さは3クラス分あったとしても、1クラス分ずつこういう形で独立して運営するというものを持たなければ、国の学童保育の運営基準に違反することになります。小学校の場合は、教室を2つ借りて、かつ更衣室を2つ借りて、障害児に対する支援も、子供たちのグループでの支援もできる形でやってきましたが、Mi i Moの現状を見ていると、大体大ざっぱにばっと全部まとめてやっているというふうに、全部見ているわけではないですけれども、私が見た場面はそういう感じで運営をされていました。

そうすると、先ほど文章の回答の中で、実態として3クラスとしての運営が必要であるという状況だったので、契約金額も3クラス分支払いますという回答でしたけれども、何を基準として1クラスを見るのか。今、49人、50人を切る実利用人数で、6人プラス2、8人とおっしゃいましたが、2018年の一番多い時期には、8人では足りなくてほぼ10人で運営していました。そういう状況でも2単位でやっていたんです。

だから今回、今、現状が3クラスで運営せざるを得ない状況であるから3クラス分支払うということであれば、1クラスの運営はこういうスペースの区画があり、そこに独立した職員、要するに全部見るために8人いますじゃなくて、この子を見るためにこの人がいて、それを運営する2人の職員がこういうふうに独立した運営を行っているという、まあ現場の仕事だからしゃくし定規にその枠ではいけないから、こっち側で危険が起きたらこっちから応援に入るとか、そういうことはもちろんあって当然だし、やるべきだと思いますけれども、基本の考え方としては、1クラスを運営する基準というのは明確にしておくべきだと思うし、その基準に基づいて、今、3クラス運営せざるを得ない実態であるという説明がなされるべきだと思います。

1クラス単位の基準についてはどうお考えですか。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 確かに渡辺議員がおっしゃるとおり、1支援単位に対しての基準という部分につきましては、こちらとしましては、一定、プロポーザルの仕様書のほうに記載させていただいているのは、40名を1クラスの単位として指導員を2名配置するようという記載の仕方をしております。

運営方法については、Mi i Moのほうに移って以降については、基本的には、今はいろんなスペースの使い方ができるようにということでカーテン等を取り払っているのですが、一応県のほうとの協議の中で、壁で仕切ることが必須ではなく、パーティション等を使用しながら3支援単位については区分をして運営するのも可能ですというふうにお伺いしておりましたので、今、自由に、そのときの活動内容によって部屋のほうを区切らせていただいたりとか開放したりとかということができるようということで、壁で仕切ることなく、パーティション等で仕切るように実施していけたらというふうに考えています。

今のところ一応は、先ほどお話しさせていただいたとおり、8名の方を常時配置していただくようにしております、2名の方については特別支援ということで、発達に課題のあるお子さんに対する対応ということでお願いしているところです。

あと6名の方に対しては、その時々運営内容であったりとかプログラム内容によっては変わったりはするんですけども、学年ごとであったりとか、その日のプログラムの内容ごとに3つの支援に分けたりとか、様々な対応の仕方をしていただくようにというお話はしているところですが、配置基準ということについては、何名に対して何人というか、40名以内で2名の対応をしていただくということでの基準しか今のところはお示しすることができていないのが実情です。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 1クラス単位の指標を明確にすべきで、それに基づいて評価すべきだというふうに主張しているのは、子供に対する支援がちゃんと行き届くようにという目的なんです。やっぱり80人も100人もいたら、そこに大人が8人いても、例えば隅っこでいじめが起きていても目が届かないとか、そういうことが起こるんでね、そこはご理解いただけていると思います。

だから、広さの問題でクリアできてパーティションでも対応は可であるということであったとしても、やっぱり1クラス40人上限という意味はあるし、子供の状況をつぶさに把握して、そこに合わせた的確な支援ができる責任体制が明確な運営体制をつくると、そういう指導員配置をすべきであると。要するに、あの広いエリアに6人いますと。その6人が、じゃ、一人一人80人を見るのか。

だから、実情として3単位運営が必要な状況だから3単位分の契約金額で支払う予定であるという回答については、ちょっとまだ理解できないんです。何をもって3単位の運営がされているというふうに認識されているんですか。再度伺います。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 契約金額につきましては、3支援単位を運営するに当たって必要な人数として、1支援単位に対して2名という基準がありますので、それに対して今6名配置していただいているということと、あと加配支援ということで2名配置していただいている人員配置の面で、契約金額のほうは契約どおりにお支払いさせていただく予定としているということで回答させていただいております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） ちょっと納得できませんね、広さが変わっただけですよ。人員配置は、むしろ10人でやっていた時代に比べれば減っているんで。6人配置していれば3単位と。だったら過去5年6年7年8年前、広さの問題があったからできなかったといってもなかなか理解しがたい。

町長、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） じゃ、暫時休憩に入ります。

（午 時 分）

○議長（辰巳光則君） 再開いたします。

（午 時 分）

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） ただいまの渡辺議員のご質問についてですけれども、前回の運営者の方、渡辺議員も関係者かなというふうに思うんですけれども、その中で、確かに子供たちが多いということで、なかなか手が回らないんで人員を増やしたいというご要望、意見交換はさせていただいたという事実はございます。障害者加配に関しては、その都度、対応をきっちりとさせていただいているというのも事実でございます。

ただし、三宅町としては、この人数をこれだけでという仕様に基づいてまず契約をさせていただいている中で、想定より上回った人数というところにご対応いただいていたということもございましたので、今回それも踏まえた上で、新たな施設を建設するに当たり、人員を増やした仕様のほうを前回の反省からさせていただいて今回契約をさせていただいているというのが経緯でございますので、そういった流れの中で今3支援単位になっているということで、改定をしていっているということが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 5分ぐらいまだ時間はありますか。

○議長（辰巳光則君） 大丈夫です。

○5番（渡辺哲久君） 過去のことを言っているわけじゃないんですね。過去の分が不当に安かったと、そういうことを言っているわけじゃないんです。誤解なさないでください。

実態として、要するに学童保育の40人は実利用人数で計るということになっているから、どう見ても49.6人は2クラスなんです。広さの分では3クラスをカバーできるだけのキャパシティはあるけれども、実態として2クラスであるのであれば、そこに6人の配置がされていようとも、なぜ3クラス分が支払われるのかというのは理解できないという。それは町の行政運営として放漫経営というふうに言われても仕方がないんじゃないですか。その点を町長に質問させていただいています。お答えください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 先ほど回答させていただいたとおりですけれども、まず来年度以降については、登録者も含めて今年の実態に即した形で、次の契約というのは協議を行いながら見直すというのはございます。

しかし、今年度につきましては、こちらが仕様として出したところを事業者としてクリアしている中で、こちらの都合によって一方的に契約を、こちらの想定より利用人数が少ないんで人件費を2人分削りますということを言いますと、なかなか学童保育の安定的な経営というのが、次の業者が替わるところですのでどうなるかは分からなかったですけれども、そういった安定的な経営というところにも差し支えるということで、もし万が一、人数がごっと増えることがあったら、じゃ、どうするんだという議論にもなりかねませんので、そういったところも考えながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 来年度以降、もう既に業者が決定してクオリスになっていますが、来年度以降の契約については、実態に即して、3クラスの仕様書を出したけれども、実態が2クラスだった場合には2クラスの事業費に抑えると、そういう契約内容にするということですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 登録者数に対応すべき、来る来ないというのはなかなか分からないところがありますので、登録した方々を安心して預けられるという体制はしっかりとつくってい

きたいというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） ということは、来年度以降も3クラス分の事業費を支払うということですか。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 来年度以降につきましては、もう今、既に登録者数のほうは完了しております、大体80名となっております。そういう状態ですので、2支援単位分の人数としてカウントすることになってくるかと思っておりますので、その辺も含めて、2支援単位分の人件費等々で調整させていただいて委託契約のほうは進めていけたらということで、今後、協議のほうはクオリスと実施していく予定としております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 実利用人数で計るというふうに国の基準が既に変わっていますから、実態としてそれは読めない部分がありますよ。だけど、登録者数に対して職員配置しているわけではないですよ、クオリスも。それ以前の経過も必要だから配置する。

実際、質問の中でも言いましたけれども、クオリスは、去年度、大体1割ぐらいの黒字という状況になっていますから、配置がそんなに変わっていないのであれば、今年度は1,200万ぐらいの黒字になるという。3クラス分これまでどおり払うということであれば、3,300万の委託料で1,200万円の黒字。どうしてそういうことが起こるのかというのは、登録人数に対して契約金額を決めるというやり方自身がおかしいんじゃないですか。

○議長（辰巳光則君） じゃ、暫時休憩に入ります。

（午 時 分）

○議長（辰巳光則君） それでは、再開します。

（午 時 分）

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 支援員の配置人数というところも含めてなんですけれども、今回、令和3年度分は黒字が出ているというところなんですけれども、支援員さんがコロナの関係もありましたのでお休みになったりとか、その日足りない部分については、本部のほうから支援員さんを配置していただいていたんですけれども、そちらの本部からの職員配置

については委託料として計上されていなかったということがありまして、そういう本部の職員さんが動いた部分での人件費の算定を今回はされていなかったのも、その分が黒字になっているというふうにこちらのほうとしては報告は聞いております。

なので、令和4年度については、本部からの応援の方ですとか、そういったこともちゃんと含めて委託料のほうは対応というか、計上させていただきたいというお話もあったんですけども、一応その辺、委託料にどういうふうに対応していただいていたかということはきちんと、2年間の契約ですので、最終、この年明けから委託料の精査のほうはさせていただいた上で変更契約をさせていただくなりして、契約金額の見直し、精査はさせていただくという話はクオリスのほうとはしているところです。

確かに40人に対して2人ですという1支援単位の考え方もあるんですけども、渡辺議員がおっしゃるように、本当に今、発達的に課題のあるお子さんであったりとか、家庭的にしんどい思いをしていて、学童でしか自分が出せない子供さんとかもやっぱり多くいらっしゃいます。そういった子供たちにきめ細やかに対応していくためには、配置基準というものにそぐわない状態であったとしても、やっぱり配置をきちんと多くしないといけないことというのは多々あると私たちも考えていますので、今の現状を考えた上で、今回のプロポーザルもそうだったんですけども、いろいろご提案いただいたりしている中身を確認する中で、今の国の示すとおりの配置基準ではなく、やっぱり三宅町としてどのように学童保育を運営していくかというのを考えながら、今後、三宅町の配置基準を見直していきたいなというふうには担当者のほうと話を進めているところです。

そういったところでまた何かご意見等ございましたら、こういうところにやっぱり指導員さんの配置は要るよとか、こういう人員を配置したほうがいいんじゃないかなというのを、専門的なところで障害等の対応をしていただいている中でお示ししていただけるとこちらも助かるなと思いますので、またその点、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 今、植村局長が回答させていただきました黒字の部分につきましては、先ほど回答がありましたけれども、パート職員さんであるとかがコロナで休業されたりとかで、本来勤務された時給でお支払いする分、そこの穴の空いた分を本社の方々が来て、本来、人件費としてお支払いする分が休みにいられているので、その分の補填は本社の方がしたというところで黒字というのは出ているのかなというふうに感じているところもありますので、先ほどはそういうようなご説明かなというふうに思いますので、その部分もあるという。

あとは、給与計算等々事務的なところもグループ会社でやられているので、そういったところのともとかかる経費をうまく経営の中でカバーし合いながら出ている部分もあるかなというふうにも思っています。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 本部からの派遣は別に当たり前のことですよ、法人として受けているんだからね。偉そうに言う話じゃないです。言葉が過ぎました。当然の行為です。

昨年度の決算においても、本部顧問料という名目で130万ぐらい本部がお金を取っていています。法人が運営しとるのに本部顧問料とは何よと、そもそも決算書の意味が私には理解不能ですが、本部から人を派遣しているんだったら当然本部顧問料を払っているんだから、それ以上まだ何を取るのというふうにも考えられます。

ちょっと時間が来ましたので終わりますが、今年度の契約についても、このまま3,300万丸ごと払うなんていうのは実態に即していないので、ぜひ協議して改めるべきだというふうに思いますので、そういうふうに進めてくださるという回答だったと理解して、今後の推移を見守っていきたいと思います。

さっき植村局長が、三宅町独自の基準、1番目の質問とも重なるんですけども、きめ細やかに見ていく、その子供たちが成長し、困っているところにチャレンジしながら力をつけていく、そういう学童にしていくために三宅町としては何をどれだけ配置するのか。その根本にあるのがやっぱり理念なんですね。だから、理念はもっと高い評価点をつけるべきだという主張をしたかったんです。

今後の推移を見て、またこの問題については、委員会なり今後の議会なりで継続して働きかけていきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（辰巳光則君） 今の回答はいいですか。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、県域水道一本化についてであります。

奈良県が目指す広域水道一本化構想についての協議会が10月13日に開かれ、協議会前に奈

良市が離脱する方針を決め、現在、26市町村で進められていますが、今までの協議会の内容や資料配付は、議会に対して説明もありませんでした。11月に第5回協議会が開かれ、基本計画案と基本協定案を協議し、来年2月に締結ということが計画されています。基本計画案と基本協定案についても議会に説明すべきであります。

三宅町の水道は磯城郡水道事業団に参加していますが、県広域水道一本化構想への参加について、三宅町としての意見などを反映させる必要があると思いますが、町長の所見を伺います。

次に、子供の医療費助成についてであります。

奈良県の子供の医療費助成は15歳まで拡大されましたが、病院窓口で一旦自己負担分、小学校入学前までは2割、小学校以降は3割を支払い、後から1か月当たり外来は500円、入院は1,000円を超える分が自動償還払いとなっています。住民の願いは、窓口払いを完全無料化することと18歳まで拡大することです。

三宅町の子供の医療費助成事業は令和3年度決算では1,307万円で、対象人数は615人となっています。18歳まで拡大した場合の対象人数は852人となります。この全ての人が医療にかかるものではありません。奈良県が窓口払いを無償化することと、三宅町でも18歳まで無料化することが求められています。町長の所見を伺います。

次に、生理用品の無料配布についてであります。

経済的理由により生理用品を購入できない人に学校や公共施設でナプキンを無料配布するといった支援を行っていることが内閣府の調査で分かったと先日の新聞で報道され、内閣府の担当者は、実際に困っている人が存在し、行政の支援が求められていることが共通認識として広まってきていると分析したことが報道されています。

M i i M o の施設で使用実験されたと聞いていますが、使用状況はどのようになっていますか。

この問題は生理の貧困と呼ばれ、政府は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題と位置づけ、支援の輪が一段と広がることを期待しています。三宅町でも、小学校や公共施設での無料配布を行うべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問を行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、水道一体化についての質問にお答えいたします。

先般、11月11日には全員協議会を開催していただき、本件の今後のスケジュール等についてご説明をさせていただいたところでございます。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

また、10月3日に開催された令和4年度奈良県市議会議長会・町村議会議長会合同研修会においても本件について奈良県水道局長の説明があったとお聞きするところ、各市町村議会においても、県域水道一体化の協議について注視されているものと承知しているところでございます。

去る6月17日の議員勉強会で、まちづくり推進部長が本件をテーマとして説明をさせていただき機会もいただいております。

先ほどの松本議員のご質問においても答弁させていただいたとおり、磯城郡水道企業団の副企業長として、三宅町長として、基本計画案、基本協定案を含め、今後の協議の経過をしっかりと皆様に説明してまいり所存でございます。

続いて、子供の医療費助成についての質問にお答えいたします。

国においては、こども家庭庁を創設し、子供政策を推進する体制の強化を図り、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えているところでございます。

議員ご指摘のように、子育て世代の経済的負担を軽減し、誰もが安心して医療を受けられるよう、奈良県町村会においては、令和5年度県予算等に関する要望として、福祉医療費助成制度における子供に係る現物給付方式の対象年齢の拡大について、子供医療費助成に係る対象年齢の拡大について、また、子供医療費助成における県補助金の拡充についてなど、町村における現状や課題について、奈良県に対する要望の取りまとめを進められているところであります。

そこで、1点目の窓口払いを無償化することについてのご質問であります。子育て世代の経済的負担の軽減を図りつつ、奈良県内のどこに住んでいても同じ条件で医療支援が受けられることが理想であると考えます。

現在、令和6年8月実施予定の子供医療現物給付化に向け、奈良県福祉医療都市協議会、奈良県町村協議会、奈良県、奈良県国保連合会の会議において、県医師会等への調整など、実施に向けた具体的な検討が始まったところでございます。

三宅町においても子育て世代の経済的負担の軽減を図るべく、磯城郡3町においても協議を重ね、市町村の足並みをそろえて実施する方向で進めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の完全無償化については、財政負担分の財源確保の問題もあり、先ほど申し上げた会議における奈良県下全ての市町村での現物給付化の実現が第一であると考えております。

次に、2点目の18歳まで拡大することについてのご質問ですが、提案説明でも申し上げましたとおり、令和5年4月より子供医療の対象年齢を18歳まで拡充すべく、本定例会において、子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（案）、また、来年度、新たに対象となる高校生に対する事務的経費についての一般会計第8回補正予算（案）を上程いたしましたところであり、議員皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、生理用品の無料配布についてのご質問にお答えいたします。

まず、M i i M oで7月25日より実施しました実証実験については、7月は5件、8月は3件の利用でした。利用された方々からは緊急時にありがたいという声が寄せられていますが、トイレを利用された方のうち1.8%の利用でした。

生理用品に関する対策としては、小学校では、子供が困ったときに利用できるよう保健室に常設しており、また式下中学校では、川西町の対応により、災害備蓄用品の入替えに伴い廃棄処分となる生理用品を利用し、各階の女子トイレに常設されていますので、現在保管している生理用品がなくなった際に、次の手立てを川西町と共同で検討していきたいと考えております。

また、公共施設への常設については、M i i M oでの利用が少なかったことから、今回導入することは見合わせておりますが、今後、全ての女性の健康やライフイベントに関わる課題に対し、必要な支援方法について検証してまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） それでは再質問、池田議員。

○10番（池田年夫君） 町長の答弁が3点について行われたわけでありましてけれども、まず子供医療費について、12月議会にも一応18歳まで拡充するという条例も出ていますし、今後の問題として、令和6年8月には、現物給付に向けていろんな団体で協議していくという前向きな回答がありましたので、これについてはぜひとも早く実現のために県へも要請していただきたいというふうに思いますので、次の水道の一本化について質問を行います。

10月27日に磯城郡水道企業団の議会が開かれ、また県は、11月29日に広域水道一本化構想についての協議会を開いています。資料が配付されたと思いますけれども、三宅町の議員全員に配付されるべきではないでしょうか。

今までについても、先日も全員協議会でスケジュールとかいうのは配付されたんですけども、さっきの松本議員の質問でもありましたけれども、具体的なそこに出されている資料の内容については、まだ整理されていないので資料配付はできないのかどうか質問いたします。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 私からお答えさせていただきます。

資料につきましては、議員ご指摘のように、第5回協議会にいたしましても公開で行われた分でございますので、その辺も含めまして、ちょっとこの場でお知らせするのはどうかと思いますけれども、12月中に奈良県広域水道企業団設立準備会事務局よりご説明いただくという日程も組まれているようですので、またこれは改めてご案内をさせていただきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今後、水道事業がどういうふうになるのか、やっぱり議員独自で勉強し、いろんなことを研究しなきゃならないというふうに思うんです。そのためにも、今まで出せた資料についてやっぱり議員に配付して、それぞれが検討すべきではないかというふうに思うんです。

新聞報道でも10月15日に、2025年には水道料金を統一すれば6円値上がりしますというふうになっているんですけども、それについても具体的な資料がなければ、議員独自として検証することもできないということではないでしょうか。水道料金についても、今後、2025年までにどういうふうに推移していくのかということなんかについても、そういう資料がなければ全然検証もできないということですので、ぜひともそれに基づく資料を議員に配付して、各議員が独自にやっぱり検証することができるようにしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 再度答弁させていただきます。

先ほど申しましたように、12月中に県の広域設立の準備会のほうから説明に来ていただくことが決まっているようですので、このときに改めてご案内させていただいて資料の配付等をさせていただくことになるというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 県のほうから来て説明するという事なんで、そのときにも十分議

員が検証できるような資料の提出をよろしく願いいたします。

次に、生理用品の無料配布についてなんですけれども、これについても回答があったわけなんですけれども、やっぱり今の段階で、女性自身がそういう現場に遭ったときにすぐに使えるように、三宅町でも設置していくことが必要じゃないかというふうに思うんです。

そしてまた、21年9月から公費で購入された生理用品がトイレに無料で設置されているのを奈良県で調査しているということがあるんですけれども、そのことについて三宅町ではどのように把握されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 今の質問の意味、分かりましたか。

ちょっと分かりにくかったんで、ピンポイントで端的に。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 端的に言えば、東京で250校に21年9月に公費で購入された生理用品が無料で配布されているということなんですけれども、奈良県の実態について調査しているのかということなんです。

○議長（辰巳光則君） 東京では21年に二百五十何校で配布しているけれども、奈良県はやっているのかということですね。それはちょっと奈良県のことなんで分かれへん状況じゃないのかな。

植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） すみません。健康こども局としましては、学校で配布されているかということについては、ちょっと所管が違っているところもありましてまだ把握はできていませんし、県としても多分、今、無償配布されているかどうかの調査はなされていないかと思われま。

○議長（辰巳光則君） 中谷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 県の教育委員会からの調査物で、そういった学校施設に生理用品を無償で設置しているかどうかという調査があったという記憶が私には、ちょっと今、もしかしたら思い違いかもしれないんですけれども、なかったかのように思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 先ほども発言しましたけれども、東京都では実際に無料で設置されているということもあるんで、奈良県でもそれに応じて、三宅町でも、学校、あるいは公共施設にそういうのを設置できるようにし、また県のほうにもそういう要請をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） だから、7月に5件、8月に3件で利用者が少なかったから町でもやめているけれども、学校まで幅広く拡大してやったたらどうかということですね。

森田町長。

○町長（森田浩司） ご指摘のとおり、ライフイベントに係る課題に対しということで、やはり女性の活躍というところをしていくためには、体の違いというところを認識した上で、しっかりとフェムテックを推進していくということが必要になってくるかなというふうに感じていますので、それぞれ必要なところに必要なものが届くというところを目指していきたい。

また、これは貧困の問題だけではなくて、貧困だからじゃなくて、やはり活躍してもらうために当たり前前にそういった環境をつくっていくということが大切であるというふうに認識していますので、そういったところでは、今後、どういった方法がいいのかというところも検討しながら、三宅町としてもフェムテックというところはしっかりと推進してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○10番（池田年夫君） はい。終わります。

○議長（辰巳光則君） 以上で一般質問を終わります。

（発言する者あり）

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 渡辺議員の質問の趣旨としては、子供たちをしっかりと見守る体制づくりとか安全性とかを含めて、そこを大切にしてほしいという趣旨との認識でよろしいですか。

体制に対して、支払いとか、そういったところの今後の契約の見直しとか支払いがおかしいという趣旨なのか、どちらかなというふうに感じたんで、そこだけ確認をお願いしたい。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 今年の支払いはおかしいじゃないですかというのはあります。

ただ、その根本にあるのは、植村局長もさっきお答えになって森田町長もおっしゃったように、本当に困っている子供に見守りがあり、必要なタイミングで支援があると、そういう体制をつくるためにはどういう学童保育をつくっていくのかという三宅の考え方をしっかりとかなないと、例えば単純に実利用人数だけではそれは図れません。こういう要素があるので三宅町独自で配置基準を決めていて、実態としてこういう職員配置でこういう活動がなされているから、実利用人数は少なかったけれども、いや、あえて3クラス分出しますと、

そういう明確な、子供の支援の向上につながるようなものであれば、そんな金は出すなど言うわけない。現状でいえば、そういうものもない中で、契約をそうしたからそのまま出しますというのはちょっとおかしいんじゃないですかという趣旨です。

○議長（辰巳光則君） はい。

○町長（森田浩司） そのあたりはしっかりと中身を精査して、確認が取れてご説明できれば大丈夫だということの認識ですよね。はい、ありがとうございます。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日3日より11日までは各常任委員会開会のため休会として、12月12日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。皆様、お疲れさまでした。

（午後 1時04分）

令和4年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和4年12月12日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
みやげイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	総 務 部 長	森 本 典 秀
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康こども局長	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	山 内 亮

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	松 田 晴 光	1 0 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	-----------	---------

令和4年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和4年12月12日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 常任委員会委員長報告

(1) 総務建設委員会委員長報告

(2) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第44号 令和4年度三宅町一般会計第9回補正予算について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） それでは、令和4年12月三宅町議会第4回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、各常任委員会委員長の報告についてを議題とします。

去る12月2日の本会議において常任委員会へ付託しました諸議案について、各委員長の報告を求めます。

まず、12月5日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、渡辺哲久君。

○総務建設常任委員会委員長（渡辺哲久君） 総務建設委員会の報告を行います。

去る12月2日、第4回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案について、5日、総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算について、歳出では、人事院勧告に伴う給与改定及び勤勉手当率の改定に伴う人件費の増額、電気代の燃料代調整費高騰等に伴う光熱水費の増額、大和川水系飛鳥川流域の堆積土砂掘削を行うための工事請負費の増額、ふるさと納税推進事業の寄附額、寄附件数の増加に伴う関係事業費の増額等、地域おこし協力事業の見直しに伴う関係事業費の減額等を行い、予備費の減額により予算調整が行われ、合計1,374万6,000円の増額補正が行われ、歳入では、緊急浚渫事業債の増額、人件費や光熱水費の増額等に伴う財政調整基金繰入金の増額で合計2,665万円の増額補正が行われています。

次に、審査の経緯について。

地域おこし協力隊サポート事業における地域プロジェクトマネージャーの人件費について、地域プロジェクトマネージャーと健康こども課が実施するティーンズリンク事業との関係について、地域活性化企業人が募集につながらなかったことについて、財政調整基金繰入れに当たり国からの補助の有無、光熱水費等の高騰により町が委託している公共施設に係る契約見直しについて、電力値上げに係る燃料調整費について、大和平野中央プロジェクトに関わる用地測量の進捗及び土地購入交渉状況について、土地売買契約における停止条件について、浚渫推進事業における他町との協議及び実施河川の選定について、隣保館運営等事業における補助対象外経費などの質疑を行い、本委員会は、全員賛成で原案を承認いたしました。

続きまして、議案第37号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、給料表及び勤勉手当の支給割合を改定し、給料表は、公民較差のある若年層を中心に令和4年4月より遡及して引上げを行い、勤勉手当については、令和4年12月支給より、一般職は0.1か月分引き上げ、再任用職員については0.05か月分を引き上げるため条例の一部改正が行われており、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第38号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職の期末手当について、令和4年12月支給分を0.05か月分引き上げ、令和5年4月からは、特別職の期末手当を年間0.05か月分引き上げるための条例の一部改正が行われており、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第39号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当について、令和4年12月支給を0.05か月分引き上げ、令和5年4月からは、議会議員の期末手当を年間0.05か月分引き上げるため条例の一部改正が行われており、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第40号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、一般職員の給与法の改定に伴い、会計年度任用職員についても同様の改定を行うため条例の一部改正するもので、会計年度任用職員における一般職員と同じような処遇改善についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第8号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第6回補正予算につ

いて、歳入で、新型コロナウイルス感染症対策生活支援給付金事業に要する経費で財源調整のため予備費の減額補正が行われ、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第9号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第7回補正予算について、歳出で、新型コロナ対策事業により価格高騰への対応予算の増額、財源調整のための予備費の減額補正が行われ、歳入では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金で3,118万1,000円の増額が行われ、消費喚起支援事業に係る利用店舗について、みやげお買い物券とM i i M o利用者に対し配布するクーポン券の併用について、同じクーポン券に係る予算不足が生じたときの対応についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、発議第7号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書については、最低賃金を1,500円とする根拠について、円安により時期尚早、大企業は内部留保があるが中小企業は少ない、制度設計が困難でどうすれば実現できるのか、いろいろな意見があるが、その方向を目指すことを声に出さないと進まないなど、委員から意見が出され、本委員会は賛成と反対が同数となり、委員長において原案のとおり賛成と採決し、承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、本委員会で「M i i M o 運営体制づくり」をテーマとして事業評価を実施いたしました。

まず、基本方針についての質疑では、住民が参加する運営母体を4年かけてつくる基本方針に揺るぎがないことが確認され、利用実績についての質疑では、利用は伸びており、数値目標はほぼ達成できそうであること、平日、夜間や土日の貸室及びコワーキングスペースの利用率向上が課題として回答された。

委員より、文化協会など中央公民館を利用してきた高齢の人たちの利用が減っているという意見がありました。

M i i M o の運営方針についての質疑では、コミュニティルーム3の用途は教育委員会の管轄で、不登校などの子供が自由に寄れる場所と位置づけされてきたが、実際に機能できるように現状点検と今後の方針を明確化すべきではないかという意見がありました。

M i i M o の運営体制づくりについての質疑では、プロジェクトマネージャーの雇用を進め、運営委員と三宅町職員との3者で運営体制づくりを進めていくこと、運営委員会を月1回程度開催していることが回答され、意見が一致しない重要な課題については、それを町民

に投げかけて町民参加の機会をつくることに活用していくことが提案されました。

M i i M o の管理運営費についての質疑では、今年度の収入を来年度に予算化して使うが、プロジェクトマネージャーを活用してイベントなどの企画を活発化させたいという回答があり、委員からは、利用料金の差異が適当かどうか検証が必要ではという意見がありました。

これまでの事業評価と今後の課題についての質疑では、新たな交流拠点が生まれていることは評価できるが、利用者同士の横のつながりが希薄であることが課題であると回答され、最後に、私、委員長より、「事業評価にはいろいろな方法があるが、今回は投入された費用の適不適や今後の事業継続の可否などは課題としていない。よりよい事業に発展させていくために議会も参加するという議会の意思の表れである。今後ともこの取組を継続していきたい」とまとめを行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、12月6日午前9時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川鯨実希子君。

○福祉文教常任委員会委員長（川鯨実希子君） 去る12月2日、第4回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、6日、福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算について、歳出では、人事院勧告に伴う給与改定及び勤勉手当率の改定に伴う人件費の増額、電気代の燃料代調整費高騰等に伴う光熱水費の増額、利用者数の増加等に伴う障害者自立支援事業費の増額で、合計2,711万7,000円の増額補正が行われています。

歳入では、障害者自立支援事業など各事業に対する国及び県支出金の増額、人件費や光熱水費の増額等に伴う財政調整基金繰入金の増額で、合計1,421万3,000円の増額補正が行われています。

次に、審査の経緯についてですが、障害福祉サービスの増加の内容及び分析について、老人クラブ補助金増額とコロナ禍での活動制限の状況について、老人医療費助成の支給について、子供医療受給資格拡大に伴う対象者数及び手続と利用について、児童虐待に係る家庭訪問からどのような評価分析をしているのかについて、幼稚園における会計年度任用職員人件費の期末勤勉手当について、スチームコンベクション導入及びこれに係る交付金と一般財源について、小学校の電気代に係る予算への影響について、三宅町体育館等の指定管理に係る効果検証及び提案事業の実施についての質疑を行い、本委員会は、全員賛成で原案のとおり

承認いたしました。

次に、議案第36号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算についてですが、歳出で、居宅サービス利用者の増加に伴う居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費の増額、施設サービス利用者の減少に伴う施設介護サービス給付費の減額を行うとともに、在宅高齢者の配食サービス利用者の増加に伴う事業費の増額、予算調整による予備費の減額が行われ、補正予算は歳出予算の範囲で調整され、予算総額に変更はなく、施設介護給付費の減額内容について、介護予防サービス計画給付費に係る介護予防支援サービス利用者が増加していることに対する今後の対応について質疑を行い、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第41号 三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてですが、現在、未就学児、小学生、中学生を受給対象として助成を行っているところであり、令和5年4月より高校生まで受給対象を拡充する内容で、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第42号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてですが、平成23年度から指定管理者制度を導入しているところであるが、令和4年度末をもって現行の指定期間が終了することから新たに指定管理者を指定するもので、事業者の変更の有無及び審査への応募者数についての質疑を行い、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第43号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定についてですが、平成18年度から指定管理者制度を導入しているところであるが、令和4年度末をもって現行の指定期間が終了することから新たに指定管理者を指定するもので、審査への応募者数についての質疑を行い、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第8号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第6回補正予算についてですが、歳出で、新型コロナウイルス感染症対策生活支援給付金事業において申請者数が増加したことにより、補助金等301万2,000円の増額が行われ、町内におけるコロナ感染状況及びワクチン接種について、濃厚接触者支援に対する対応についての質疑を行い、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第9号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第7回補正予算についてですが、歳出で、価格高騰緊急支援給付金事業、生活のしづらさなどに関する調査事業及び幼稚園における食材費等の高騰により給食委託料を増額し、合計5,207万7,000円の増額

補正を行い、歳入では、国庫補助金で5,108万7,000円の増額補正を行い、生活のしづらさなどに関する調査事業に伴う対象人数及び調査者についての質疑を行い、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、発議第8号 優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書についてですが、提出の趣旨及び目的について確認を行い、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、本委員会で「学童保育」をテーマとして事業評価を実施いたしました。

まず、英語指導についての質疑を行い、月1回、ほぼ第4火曜日に、令和3年度は体育館で、令和4年度はM i i M o で、天気がよければ芝生で実施していると回答があり、委員から、月1回実施での効果の検証や保護者アンケートを取るべきとの意見がありました。

異なる学年へ指導する職員の研修体制についての質疑では、香芝市で英語塾を開いている外国人講師が担当しており、主に歌を歌いながら、低学年は単語、高学年は文法にも触れているとの回答がありました。

参加人数については1回当たり10～20人が参加しており、1年生が一番楽しく活動しており、高学年になれば声が小さくなる傾向にあるとの回答があり、委員からは、楽しさ重視で受ける人数を増やす工夫をすべきではないかとの意見がありました。

健康こども課として指導方法の把握についての質疑では、指導員からの報告は定例の月次報告の中で行われ、英語指導単独の報告書はなく、実地見学はしていないと回答があり、委員より、新しい試みであり、担当課としても実態を把握しておくべきとの意見がありました。

職員配置についての質疑では、統括管理者（常勤1名）、支援員（常勤1名、非常勤5名）、補助員（非常勤6名）がローテーションを組み、1日6～9人が勤務している、資格は、統括管理者は学童指導員で、支援員の中には教諭や保育士の資格を持つ者もいる、支援が必要な子供が三、四人おり、1対1で配置していると回答がありました。

委員からは、統括管理者が学童指導員の資格のみでは心もとない、様々な支援を必要とする子供が増えている中、児童心理、発達心理などをはじめとする専門知識を有する資格者が必要ではないかという意見や、職員のスキルが不足している、また、研修を受けても研修内容が共有されていないのも問題であるとの意見がありました。

児童の利用人数についての質疑では、健康こども課より別紙でデータが出され、コロナの

影響で大きく落ち込んだ時期もあるが、子供の人数自体が減っていることもあると回答が示されました。

保護者アンケートへの対応についての質疑では、実施業者から改善策をもらい部屋の壁に提示していると回答がありました。委員からは、壁に掲示していても保護者は忙しく読む暇はないので、配布すべきではないかという意見がありました。

以上、事業評価の実施計画を報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第8回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第37号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第38号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第39号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第40号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第41号 三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第42号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

議案第43号は、池田年夫議員について直接の利害関係のある議案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって退場を求めます。

（池田議員退場）

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

議案第43号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

退場しておられます池田年夫議員に入場していただきます。

（池田議員入場）

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

承認8号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第6回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第9号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第7号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第8号 優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

本日の議事日程に追加案件として議案1件を上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議案1件を追加することに決定しました。

追加議案の配付をいたします。しばらくお待ちください。

(議案配付)

○議長(辰巳光則君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 追加日程第1、議案第44号 令和4年度三宅町一般会計第9回補正予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年12月三宅町議会第4回定例会に提出をいたしました追加議案についてご説明申し上げます。

議案第44号 令和4年度三宅町一般会計第9回補正予算については、本町の地域型保育施設に対し、三宅町民間保育所運営費補助事業として新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費となる補助金を交付するため、補正予算を行う必要があります、本定例会に追加で上程するものでございます。

歳入からご説明いたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目10児童福祉補助金では、保育所等改修費等支援事業の国庫補助金として、保育所対策総合支援事業補助金15万円の増額を行っております。

続いて、歳出をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、保育所環境改善事業として保育施設に補助する経費、補助金30万円の増額を行っております。

款14予備費では、財源調整のため15万円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ15万円を増額し、予算総額43億2,087万4,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

以上が今定例会に追加提出いたしました議案1件の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 討論なしと認めます。

討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第44号 令和4年度三宅町一般会計第9回補正予算についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。

◎町長挨拶

○議長(辰巳光則君) 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長(森田浩司) 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今月2日に開会された令和4年12月三宅町議会第4回定例会の全日程が終わり、本日、閉会の運びとなりました。議員各位におかれましては、ご提案申し上げました各議案について

慎重審議賜り、いずれもご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

11月から新型コロナウイルス感染者は増加傾向にあるものの、国においては、コロナウイルスの重篤性や公費負担の在り方を整理し、季節性インフルエンザと同じ5類への引下げも視野に入れた議論を本格化する動きも見せています。また、世界では、ウィズコロナやアフターコロナを見据えた動きが活発化しています。

今後、第8波が本格化したとしても、感染拡大を抑え社会経済活動を維持しながら、アフターコロナの時代に向けた取組が極めて重要です。本町といたしましても、住民ニーズを的確に見極めたきめ細やかな支援とともに、先端技術を活用したデジタルトランスフォーメーションを推進しながら、アフターコロナ時代における住民の暮らしにつながっていくよう、新しい時代に向けた取組を進めてまいりたいと思いますので、いま一層の議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、時節柄、健康には十分ご留意いただき、引き続きご活躍いただきますとともに、ご家族共々よき新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、令和4年12月第4回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） 理事者並びに議員各位におかれましては、今年もコロナ対応に追われながら、双方住民の皆様のために尽力いただいたことを議長として感謝申し上げます。

年末に向かい、寒さが増していきます。どうかご自愛いただき、よい年を迎えられることをご祈念申し上げまして、御礼の言葉に代えさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

以上で、令和4年12月三宅町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員